

# **第2期十和田市過疎地域 持続的発展計画**

**(令和8年度～令和12年度)**

**青森県十和田市**



# 目 次

はじめに.....	1
<b>I. 基本的な事項</b>	
<b>(1) 十和田市の概況 .....</b>	<b>2</b>
1) 自然的条件	
① 位置と地勢	
② 気象	
2) 歴史的条件	
3) 社会経済的諸条件	
① 土地利用	
② 人口及び世帯	
③ 産業の概要	
4) 過疎の状況	
① 人口の動向	
② 主な要因	
③ 旧過疎法等に基づく対策と評価	
④ 現状と課題	
5) 社会経済的発展の方向	
① 産業構造の変化	
② 地域の経済的な立地特性	
③ 青森県基本計画との関連	
④ 上十三・十和田湖広域定住自立圏構想との関連	
⑤ 社会経済的発展の方向	
<b>(2) 人口及び産業の推移と動向 .....</b>	<b>11</b>
1) 人口の推移	
① 年齢階層別の人口の推移等	
② 今後の見通し	
2) 産業構造の推移	
<b>(3) 行財政の状況 .....</b>	<b>18</b>
1) 行政の状況	
2) 財政の状況	
3) 主要公共施設等の整備状況	
<b>(4) 地域の持続的発展の基本方針 .....</b>	<b>22</b>
1) 過疎対策の成果と課題	
2) 将来都市像	
3) 将来都市像実現のための基本目標(政策)	
<b>(5) 地域の持続的発展のための基本目標 .....</b>	<b>26</b>

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項 .....	26
(7) 計画期間 .....	26
(8) 公共施設等総合管理計画との整合 .....	26
 II. 施策区分に係る事項	
1. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 .....	28
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
2. 産業の振興 .....	30
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 産業振興促進事項	
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	
3. 地域における情報化 .....	37
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	
4. 交通施設の整備、交通手段の確保 .....	39
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	
5. 生活環境の整備 .....	44
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	
6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 .....	49
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	

7. 医療の確保 .....	52
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	
8. 教育の振興 .....	53
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	
9. 集落の整備 .....	56
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
10. 地域文化の振興等 .....	57
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	
11. 再生可能エネルギーの利用の推進 .....	59
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
12. その他地域の持続的発展に関し必要な事項 .....	60
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
(添付資料)	
【再掲】事業計画(令和8年度～令和12年度)過疎地域持続的発展特別事業分 ...	62



## はじめに

平成17（2005）年1月1日に、旧十和田市と旧十和田湖町が合併し、新十和田市が誕生しました。

本計画は、「過疎地域振興特別措置法」（昭和55年法律第19号）第2条の規定により過疎地域の指定を受けた旧十和田湖町区域について、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（令和3年法律第19号。以下「法」という。）第3条の規定により、引き続き過疎地域とみなされたことを受けて、法第8条の規定に基づき定めるものです。

また、本計画は青森県過疎地域持続的発展方針に基づき、本市の最上位計画である総合計画（第2次十和田市総合計画 ～わたしたちが創る～ 希望と活力あふれる 十和田）を踏まえて策定するものであり、過疎地域とみなされている旧十和田湖町区域における総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な行財政上の特別措置を講ずることにより、当地域の持続的発展を支援し、もって人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とするものです。

本計画では、地域の各分野における現況と問題点を踏まえながら、将来に向けてその具体的解決策など、地域の持続的発展の基本的方針に関する事項や目標等について記述しています。

なお、計画に位置づけられた掲載事業については、計画期間内での全事業の実施が確定したものではないことを申し添えます。

## I. 基本的な事項

### (1) 十和田市の概況

#### 1) 自然的条件

##### ① 位置と地勢

本市は、青森県の県南地方内陸部に位置し、東部に位置する旧十和田市区域は、標高70m前後の三本木原台地が広がり、十和田湖を源とする「奥入瀬川」、人工河川「稲生川」など、多数の河川が台地を横断し太平洋へと流れています。当該区域は、古い歴史を有する農村地帯と「近代都市計画のルーツ」といわれる整然と区画された市街地とで形成されています。

西部には、過疎地域とみなされている面積408.87km<sup>2</sup>の旧十和田湖町区域があり、縦走する奥羽山脈の大岳、高田大岳などの八甲田山系や十和田山、十和利山などの山地が広がり、その西南には面積61.10km<sup>2</sup>、海拔400m、水深326.8mの十和田湖(二重カルデラ湖)があります。区域の大半は十和田八幡平国立公園に含まれ、国の特別名勝及び天然記念物に指定されている十和田湖と奥入瀬溪流があります。

また、本市の骨格を形成する幹線道路として、首都圏と青森市を結ぶ国道4号や本市と八戸市方面を結ぶ国道45号、十和田湖へ連絡する国道102号などの国道が東西南北に走っています。

##### ② 気象

本市は太平洋側気候に属しており、東部は年間を通じて降水量が少なく、比較的穏やかな気候となっています。

積雪量は、県内にあっては少ない地域に属するものの、旧十和田湖町区域は特別豪雪地帯に指定されています。

### 気象概況(青森地方気象台)

#### [十和田観測所]

	年平均気温 (℃)	最高気温 (℃)	最低気温 (℃)	年間降水量 (mm)	日照時間 (h)
令和2年	10.4	35.1	-16.1	1,236.5	1,676.1
令和3年	10.6	34.5	-20.1	911.0	1,580.8
令和4年	10.5	33.6	-13.2	1,287.0	1,856.2
令和5年	11.7	35.4	-12.7	1,061.0	1,870.1
令和6年	11.6	32.4	-10.9	1,046.5	1,901.6
平均	11.1	34.2	-14.6	1,108.4	1,777.0

## 〔休屋観測所〕

	年平均気温 (℃)	最高気温 (℃)	最低気温 (℃)	年間降水量 (mm)	日照時間 (h)
令和2年	8.6	32.8	-11.7	1,542.0	1,268.0
令和3年	8.7	33.7	-12.8	1,490.0	1,373.1
令和4年	8.7	31.1	-10.4	2,006.0	1,514.3
令和5年	9.8	33.4	-13.5	1,768.5	1,631.2
令和6年	9.6	31.1	-10.3	1,552.0	1,497.2
平均	9.1	32.4	-11.7	1,671.7	1,456.8

## 2) 歴史的条件

旧十和田市区域の歴史は、古くは縄文時代に遡ります。平安・鎌倉期からの歴史を有する農村地域と、安政6(1859)年の稲生川上水等によって拓かれた市街地で形成されています。

昭和30(1955)年2月に「三本木町」「大深内村」「藤坂村」が合併し、「三本木市」となり、同年3月には「四和村」が編入、昭和31(1956)年10月には「十和田市」と改称しました。

旧十和田湖町区域は、藩政時代は南部藩に属し、享保20(1735)年の代官所設置に伴って、奥瀬地区、沢田地区は五戸代官所に、法量地区は七戸代官所の統治下に置かれました。

明治4(1871)年の廃藩置県によって3地区は「斗南県」に編入となり、明治12(1879)年に「法量村」「奥瀬村」「沢田村」として独立しました。明治16(1883)年には行政区域の改正により3か村を併合しました。明治22(1889)年の町村制の施行により、3か村の頭文字をとって「法奥沢村」と改称しました。

昭和6(1931)年には「十和田村」と改称し、昭和30(1955)年4月に町制の施行によって「十和田町」となりました。昭和50(1975)年4月、町制20周年を機に、景勝地十和田湖を有する町として「十和田湖町」と改称しました。

そして、「旧十和田市」「旧十和田湖町」が平成17(2005)年1月に新設合併し、現在の「十和田市」に至っています。

## 3) 社会経済的諸条件

## ① 土地利用

本市の面積は、725.65 km<sup>2</sup>で、県内で3番目に広い市域面積を有しています。

旧十和田湖町区域は、稲作や園芸作物に取り組む農業振興地域と、牧場や草地造成等による畜産や林業振興地域、ゴルフ場等のリゾート地域、十和田八幡平国立公園を中心とする観光地域、国道及び県道沿線の住居地域で構成されています。平成27(2015)年度から令和6(2024)年度までの年度別土地利用面積の推移状況を見ると、田の土地利用が減少傾向ですが、畑や宅地などはほぼ横ばいで推移しています。

旧十和田市区域では、田・畑・山林は総面積の約60%を占めています。平成27

(2015)年度から令和6(2024)年度までの年度別土地利用面積の推移をみると、道路網の整備や住宅地などの都市的土地利用への転換が進み、田や牧場などの土地利用は減少傾向を示しています。

## 年度別土地利用面積

【旧十和田湖町区域】

(単位:ha, %)

	平成27年度		令和2年度		令和6年度	
	面積	構成比	面積	構成比	面積	構成比
田	1,745	4.3	1,712	4.2	1,702	4.1
畑	433	1.1	443	1.1	443	1.1
宅地	292	0.7	287	0.7	287	0.7
山林	32,197	78.7	32,362	79.1	32,368	79.2
牧場	289	0.7	247	0.6	247	0.6
原野	673	1.6	489	1.2	493	1.2
その他	5,258	12.9	5,347	13.1	5,347	13.1
計	40,887	100.0	40,887	100.0	40,887	100.0

【旧十和田市区域】

(単位:ha, %)

	平成27年度		令和2年度		令和6年度	
	面積	構成比	面積	構成比	面積	構成比
田	7,311	23.1	7,121	22.5	7,057	22.3
畑	2,562	8.1	2,705	8.5	2,709	8.6
宅地	1,708	5.4	1,780	5.6	1,829	5.8
山林	8,758	27.6	9,052	28.6	9,007	28.4
牧場	191	0.6	156	0.5	152	0.5
原野	1,598	5.0	825	2.6	843	2.7
その他	9,550	30.2	10,039	31.7	10,081	31.8
計	31,678	100.0	31,678	100.0	31,678	100.0

資料:十和田市固定資産概要調書

## ② 人口及び世帯

本市の人口及び世帯数は、令和2（2020）年10月1日現在（国勢調査）で60,378人及び25,540世帯となっています。

旧十和田湖町区域の人口は、昭和55（1980）年において8,164人でしたが、平成2（1990）年には7,186人、平成17（2005）年には5,623人、平成27（2015）年には4,263人、令和2（2020）年には3,683人と減少を続けています。

また、本区域の世帯数については、昭和55（1980）年には2,220世帯、平成2（1990）年には1,986世帯であったものが、平成17（2005）年は1,841世帯、平成27（2015）年には1,492世帯、令和2（2020）年には1,399世帯で市全体では増加しているものの本区域では減少を続けています。

世帯当たりの構成人員をみると、昭和55（1980）年の3.7人から令和2（2020）年には2.6人と縮小しており、核家族化が進行しています。

### 人口及び世帯数

（単位：人，戸）

区分	人口			世帯数	世帯当たりの 構成人員
	男	女	計		
昭和55年	3,857	4,307	8,164	2,220	3.7
	32,596	34,454	67,050	19,713	3.4
平成2年	3,437	3,749	7,186	1,986	3.6
	32,887	35,210	68,097	21,743	3.1
平成17年	2,681	2,942	5,623	1,841	3.1
	32,805	35,554	68,359	25,358	2.7
平成27年	2,038	2,225	4,263	1,492	2.9
	30,084	33,345	63,429	25,487	2.5
令和2年	1,771	1,912	3,683	1,399	2.6
	28,685	31,693	60,378	25,540	2.4

[上段：旧十和田湖町，下段：十和田市全体]

資料：国勢調査

## ③ 産業の概要

市全体の令和2（2020）年における産業別就業人口は、第3次産業が最も多く19,501人、次いで第2次産業6,518人、第1次産業3,422人の順となっています。

旧十和田湖町区域の令和2（2020）年における産業別就業人口は、第3次産業が最も多く1,156人、次いで第1次産業469人、第2次産業352人の順となっています。

旧十和田湖町区域では、第1次産業の農林畜産業と第3次産業の観光・レクリエーション産業が基幹産業となっていますが、第1次産業は、経営農地規模が小さな零細農家が多く、加えて、兼業化の進行や、農業従事者の高齢化と後継者不足等により厳

しい環境にあり、年々、農家人口は減少しています。

また、第3次産業の就業人口についても減少傾向にあります。

## 産業別就業人口

(単位:人, %)

区分	昭和55年		平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
総数	4,900	100.0	4,195	100.0	3,177	100.0	2,409	100.0	1,977	100.0
	33,913	100.0	34,966	100.0	34,704	100.0	31,098	100.0	29,441	100.0
第1次産業	1,803	36.8	1,318	31.4	774	24.4	610	25.3	469	23.7
	9,055	26.7	7,317	20.9	4,740	13.7	3,767	12.1	3,422	11.6
第2次産業	767	15.6	840	20.0	666	21.0	442	18.4	352	17.8
	7,442	21.9	8,892	25.4	8,467	24.4	6,821	21.9	6,518	22.1
第3次産業	2,330	47.6	2,037	48.6	1,737	54.6	1,357	56.3	1,156	58.5
	17,416	51.4	18,757	53.7	21,497	61.9	20,510	66.0	19,501	66.3

[上段:旧十和田湖町, 下段:十和田市全体]

※第3次産業は、分類不能の産業を含みます。

※四捨五入の関係で、合計値が一致しない場合があります。

資料:国勢調査

## 4) 過疎の状況

### ① 人口の動向

旧十和田湖町区域の人口が年々減少し続けたことから、昭和55(1980)年4月1日に過疎地域の指定を受けています。

近年の人口動向は、平成2(1990)年7,186人、平成7(1995)年6,728人、平成12(2000)年6,267人、平成17(2005)年5,623人、平成22(2010)年4,884人、平成27(2015)年4,263人、令和2(2020)年3,683人となり、30年で約半数となっています。

### ② 主な要因

旧十和田湖町区域の人口減少の要因としては、若年者の希望する就業の場が少ないこと、また、景気は回復しているものの、奥入瀬溪流温泉や十和田湖畔地区の観光・レクリエーション産業等への就業機会が減少したことによって、近隣市町村や県外に就労の場を求めて転出していることや、買い物等の日常生活を送る上での利便性の面から、他地域へ転出していること等による社会減があげられます。

さらに、出生率の低下等による自然減があげられます。

### ③ 旧過疎法等に基づく対策と評価

旧十和田湖町区域は、昭和55（1980）年に過疎地域の指定を受け、過去の過疎地域振興特別措置法、過疎地域活性化特別措置法、過疎地域自立促進特別措置法や現行の過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、これまでに産業振興策をはじめ、交通通信体系の整備や教育振興策など、過疎地域の持続的発展に資する各種施策を推進してきました。

また一方で、緊急度の高い事業を優先させるなど、財政状況を勘案した上で適正規模の取組を進めてきたところです。

この結果、下水道や道路などのインフラ整備が着実に推進され、都市部との格差に改善がみられるなど、住民福祉の向上が図られてきています。

しかしながら、依然として人口減少に歯止めがかかっておらず、若者の流出を主要因とした少子高齢化が進行しています。

### ④ 現状と課題

旧十和田湖町区域は過疎地域の指定を受けて以降、過疎地域振興計画、過疎地域活性化計画、過疎地域自立促進計画、過疎地域持続的発展計画に基づき、若者定住対策事業として、奥入瀬ろまんパークの整備をはじめ、町営住宅の整備、小・中学校、幼稚園の施設・設備の整備を行ったほか、十和田湖診療所の設備の整備、消防団の施設・設備の整備、奥入瀬溪流館やふれあい広場、八甲田パノラマパークゴルフ場、ゲートボール場、十和田湖総合運動公園の改修、道路や橋梁、公共下水道、農業集落排水、簡易水道等のインフラ整備など、当該区域の社会基盤の整備・充実に努めてきたところです。

また、近年では十和田湖診療所への医師確保対策や小・中学生の遠距離通学支援などのソフト事業や焼山地区及び休屋地区において地域の資源を活用した産業振興策にも計画的に取り組んでいます。

しかしながら、人口減少や少子高齢化の進行、自治体における厳しい財政状況等を背景に、地域の担い手不足、産業基盤の弱体化などが地域の活性化を図る上での大きな障害となっています。

## 5) 社会経済的発展の方向

### ① 産業構造の変化

旧十和田湖町区域における合併前の産業別総生産額（平成15（2003）年）は、第3次産業が全体の81.8%と最も高く、特に観光に係るサービス業が大半を占めています。平成12（2000）年から平成15（2003）年までの動向をみると、第1次産業と第2次産業の割合は減少傾向にあり、第3次産業の割合は微増傾向となっています。

十和田市全体の産業別総生産額（令和2（2020）年）は、全体の74.7%を第3次産業が占めています。平成18（2006）年から令和2（2020）年までの動向をみると、第1次産業の割合は増加傾向、第3次産業の割合は減少傾向を示しています。

## 産業別総生産額

【旧十和田湖町区域】

(単位:百万円, %)

区分	平成 12 年		平成 13 年		平成 14 年		平成 15 年	
	実額	構成比	実額	構成比	実額	構成比	実額	構成比
第1次産業	2,181	11.0	1,490	7.4	1,417	7.3	928	4.9
農業	1,311	6.6	1,115	5.5	1,056	5.4	547	2.9
林業	869	4.4	373	1.8	360	1.8	378	2.0
水産業	1	0.0	2	0.0	2	0.0	2	0.0
第2次産業	2,838	14.3	2,874	14.2	2,775	14.2	2,493	13.3
鉱業	55	0.3	42	0.2	36	0.2	16	0.1
製造業	384	1.9	274	1.4	373	1.9	329	1.8
建設業	2,399	12.1	2,558	12.7	2,367	12.1	2,148	11.5
第3次産業	14,862	74.8	15,832	78.4	15,315	78.5	15,336	81.8
電気・ガス・水道業	1,231	6.2	1,318	6.5	391	2.0	378	2.0
卸売・小売業	726	3.7	752	3.7	760	3.9	768	4.1
金融・保険業	299	1.5	362	1.8	402	2.1	391	2.1
不動産業	1,300	6.5	1,307	6.5	1,315	6.7	1,308	7.0
運輸・通信業	717	3.6	677	3.4	723	3.7	783	4.2
サービス業	6,877	34.6	7,890	39.1	8,125	41.6	8,177	43.6
政府サービス生産者	3,633	18.3	3,482	17.2	3,542	18.2	3,475	18.5
対家計民間非営利サービス生産者	80	0.4	45	0.2	55	0.3	56	0.3
小計	19,881	100.0	20,195	100.0	19,508	100.0	18,757	100.0
輸入品に課される税・関税	53	0.3	56	0.3	58	0.3	56	0.3
(控除)総資本形成に係る消費税	137	0.7	135	0.7	117	0.6	99	0.5
(控除)帰属利子	641	3.2	764	3.8	809	4.1	778	4.1
町内総生産	19,156	96.4	19,532	96.7	18,639	95.5	17,935	95.6

資料:平成 16 年度市町村民経済計算

※四捨五入の関係で、合計値が一致しない場合があります。

## 産業別総生産額

【十和田市全体】

(単位:百万円, %)

区分	平成 18 年		平成 22 年		平成 27 年		令和2年	
	実額	構成比	実額	構成比	実額	構成比	実額	構成比
第1次産業	9,906	4.8	11,358	6.3	13,712	7.2	15,596	7.5
農業	9,605	4.7	10,999	6.1	13,240	7.0	15,325	7.3
林業	247	0.1	301	0.2	387	0.2	265	0.1
水産業	53	0.0	58	0.0	85	0.0	6	0.0
第2次産業	38,585	19.0	24,186	13.4	31,721	16.7	37,107	17.8
鉱業	1,118	0.6	410	0.2	418	0.2	269	0.1
製造業	21,157	10.4	15,128	8.4	21,992	11.6	19,289	9.2
建設業	16,310	8.0	8,648	4.8	9,311	4.9	17,550	8.4
第3次産業	154,906	76.2	144,561	80.3	144,409	76.1	156,015	74.7
電気・ガス・水道業	6,681	3.3	5,816	3.2	7,014	3.7	9,636	4.6
卸売・小売業	27,892	13.7	24,185	13.4	25,246	13.3	31,507	15.1
運輸・郵便業	10,711	5.3	9,432	5.2	8,312	4.4	9,317	4.5
宿泊・飲食サービス業	8,131	4.0	6,143	3.4	5,166	2.7	3,187	1.5
情報通信業	2,632	1.3	1,740	1.0	979	0.5	773	0.4
金融・保険業	7,827	3.8	5,794	3.2	5,890	3.1	4,227	2.0
不動産業	24,060	11.8	24,777	13.8	23,757	12.5	25,235	12.1
専門・科学技術、業務支援サービス業	9,026	4.4	10,771	6.0	10,307	5.4	11,833	5.7
公務	14,548	7.2	13,599	7.6	14,149	7.5	11,356	5.4
教育	10,264	5.0	10,144	5.6	10,263	5.4	12,263	5.9
保健衛生・社会事業	19,046	9.4	20,034	11.1	21,389	11.3	26,644	12.8
その他のサービス業	14,089	6.9	12,127	6.7	11,938	6.3	10,037	4.8
小計	203,397	100.0	180,104	100.0	189,842	100.0	208,719	100.0
輸入品に課される税・関税	797	0.4	468	0.3	951	0.5	1,081	0.5
(控除)総資本形成に係る消費税	1,174	0.6	865	0.5	1,639	0.9	3,237	1.6
市内総生産	203,020	99.8	179,707	99.8	189,153	99.6	206,563	99.0

資料:令和4年度市町村民経済計算

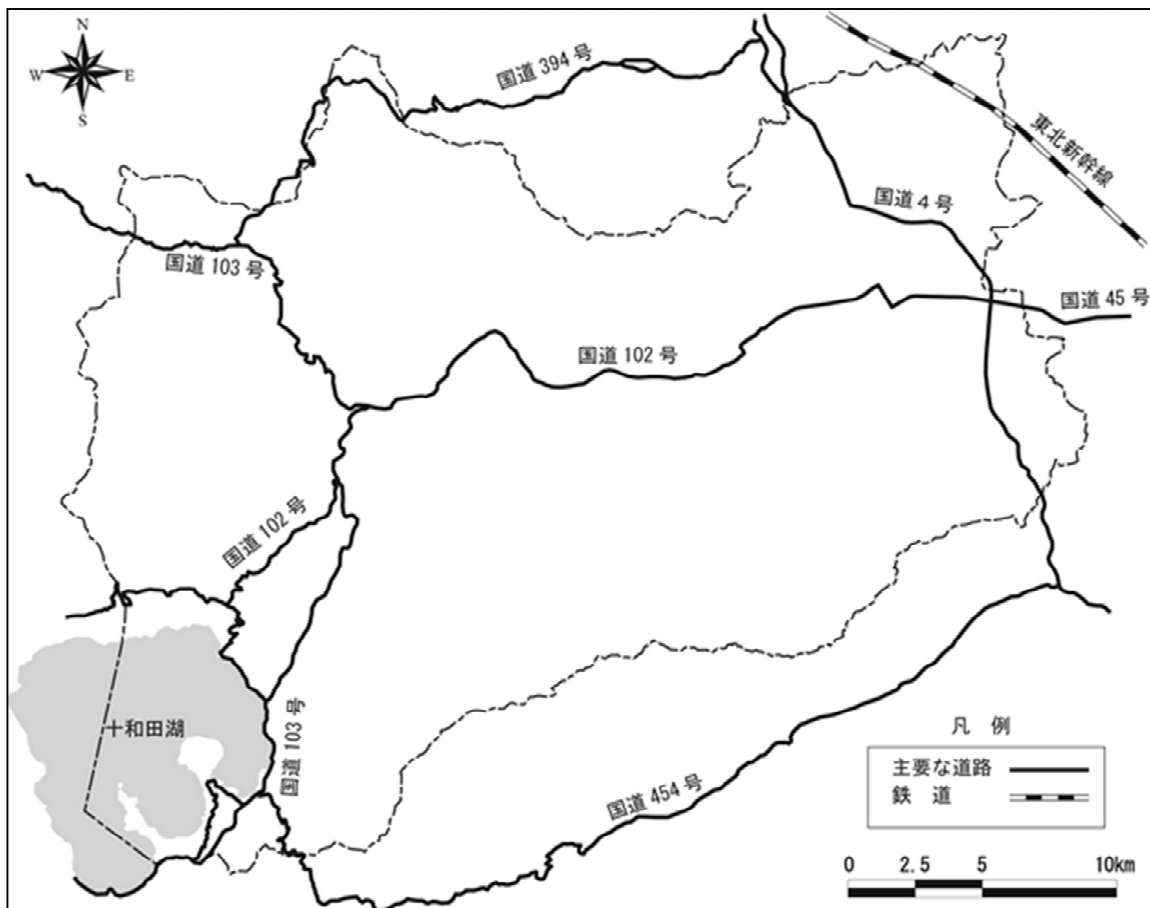
※四捨五入の関係で、合計値が一致しない場合があります。

## ② 地域の経済的な立地特性

旧十和田市区域は、南北に縦貫している国道4号に、八戸市へ至る国道45号と十和田八幡平国立公園へ至る国道102号が接続する交通の要衝となっており、上十三圏域の中心都市としての基盤的条件を有していますが、都市機能集積が比較的小規模であること等から、周辺地域との連携強化の中で、個性ある都市機能整備を推進していくことが必要となっています。

一方、旧十和田湖町区域は、国道102号が東西軸、国道103号が南北軸を成し、補完する幹線道路として国道454号、394号と3本の県道があり、この幹線道路に農林道及び生活道路が接続し交通網を形成しています。

### 幹線道路網の状況



また、豊かな自然環境を活かした農林畜産業及び「十和田湖」「奥入瀬溪流」「葛温泉・猿倉温泉・谷地温泉といった温泉群」等の豊富な資源を活用した観光・レクリエーション産業が主要産業となっていることが当区域の経済的特性であり、地域社会経済の発展を図る上で、豊かな自然との調和という視点での自然環境や景観の保全・整備を推進していくことが必要となっています。

### ③ 青森県基本計画との関連

青森県基本計画では、「AX(Aomori Transformation)～青森大変革～」を掲げ、「若者が、未来を自由に描き、実現できる社会」をめざす姿としています。

2040年には、県人口が100万人を下回るとともに、高齢者人口比率が40%を超えるなど本県における人口構造の重要な局面を迎えます。人口減少に伴う様々な課題を乗り越え、本県の有する価値を次の世代につないでいくためには、一人でも多くの若者が、青森県で人生を送ることに多様な可能性を見出し、「ここで暮らしたい」と思える魅力ある青森県にしていけることが最も重要としています。

### ④ 上十三・十和田湖広域定住自立圏構想との関連

上十三地域に属する、本市、三沢市、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村及びおいらせ町並びに秋田県小坂町の10市町村は、古くから地理的、歴史的なつながりが深く、一体的な生活圏を形成しています。

このような背景のもと、平成24(2012)年度、当該10市町村において、上十三・十和田湖広域定住自立圏形成協定を締結し、その協定に基づき、具体的な連携事業計画等を掲載した定住自立圏共生ビジョンを策定しています。現在は、令和4(2022)年度に策定した第3次共生ビジョンに掲載した具体的な事業に圏域市町村が連携して取り組んでいます。

本圏域では、人口減少、少子高齢化が進む中で、関係市町村が連携・協力し合いながら地域住民の生活機能を確保し、当圏域への人の流れの創出に努めるなど、人口減少の抑止を目指していくこととしています。

### ⑤ 社会経済的発展の方向

旧十和田湖町区域の基幹産業は、第1次産業の農林畜産業と第3次産業の観光・レクリエーション業です。

全国的に人口減少が進行する中において、さらにこれらの産業を発展させ、地域振興を図っていくためには、通年観光の確立と雇用の場の創出、地場産業の振興、意欲ある高齢者や女性が働きやすい労働環境づくり、若者が魅力を感じる産業づくりなどの対策が必要であり、県や関係市町村との連携・協力のもと、取組を進めることにより、持続可能で安定した人口構造への転換を図る必要があります。

## (2) 人口及び産業の推移と動向

### 1) 人口の推移

#### ① 年齢階層別の人口の推移等

令和2(2020)年における若年者人口(15～29歳)の割合は旧十和田湖町区域が8.0%、十和田市全体が12.2%となっており、昭和55(1980)年と比べると旧十和田湖町区域が11.4ポイント、十和田市全体が10.4ポイント、それぞれ減少し

ています。

一方、高齢者人口（65歳以上）の割合は、旧十和田湖町区域が47.3%、十和田市全体が34.7%となっており、昭和55（1980）年と比べると旧十和田湖町区域が36.4ポイント、十和田市全体が27.2ポイント、それぞれ増加しています。

旧十和田湖町区域の人口は、令和2（2020）年で3,683人であり、平成17（2005）年と比べ34.5%の減、平成2（1990）年と比べ48.7%の減、昭和55（1980）年と比べ54.9%の減と大幅な減少となっています。

年齢階層別では、14歳以下の層の人口減少が最も著しく、昭和55（1980）年から令和2（2020）年までの間に84.2%も減少しています。また、15歳～64歳の年齢階層で69.9%減少しているのに対し、65歳以上は95.1%の増加となっており、少子高齢化の進行が顕著となっています。

旧十和田湖町区域と旧十和田市区域の合計人口は、昭和55（1980）年で67,050人であり、そのうち旧十和田湖町区域の人口は8,164人で人口の約12%を占めていましたが、平成2（1990）年では約11%、平成17（2005）年では約8%、平成27（2015）年では約7%、令和2年（2020）年では、市全体の人口60,378人のうち旧十和田湖町区域の人口は3,683人となり、割合は約6%と市全体の人口に占める割合は年々減少しています。

## 人口の推移

### 【旧十和田湖町区域】

区 分	昭和55年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	8,164	7,186	△12.0	5,623	△31.1	4,263	△47.8	3,683	△54.9
0歳～14歳	1,722	1,224	△28.9	633	△63.2	369	△78.6	272	△84.2
15歳～64歳	5,549	4,709	△15.1	3,288	△40.7	2,178	△60.7	1,669	△69.9
うち 15歳～29歳 (a)	1,583	1,091	△31.1	706	△55.4	402	△74.6	294	△81.4
65歳以上 (b)	893	1,253	40.3	1,702	90.6	1,716	92.2	1,742	95.1
(a)/総数 若年者比率	19.4	15.2	—	12.6	—	9.4	—	8.0	—
(b)/総数 高齢者比率	10.9	17.4	—	30.3	—	40.3	—	47.3	—

※65歳以上は、年齢不詳を含みます。増減率は、昭和55年との比較となります。

資料：国勢調査

## 人口の推移

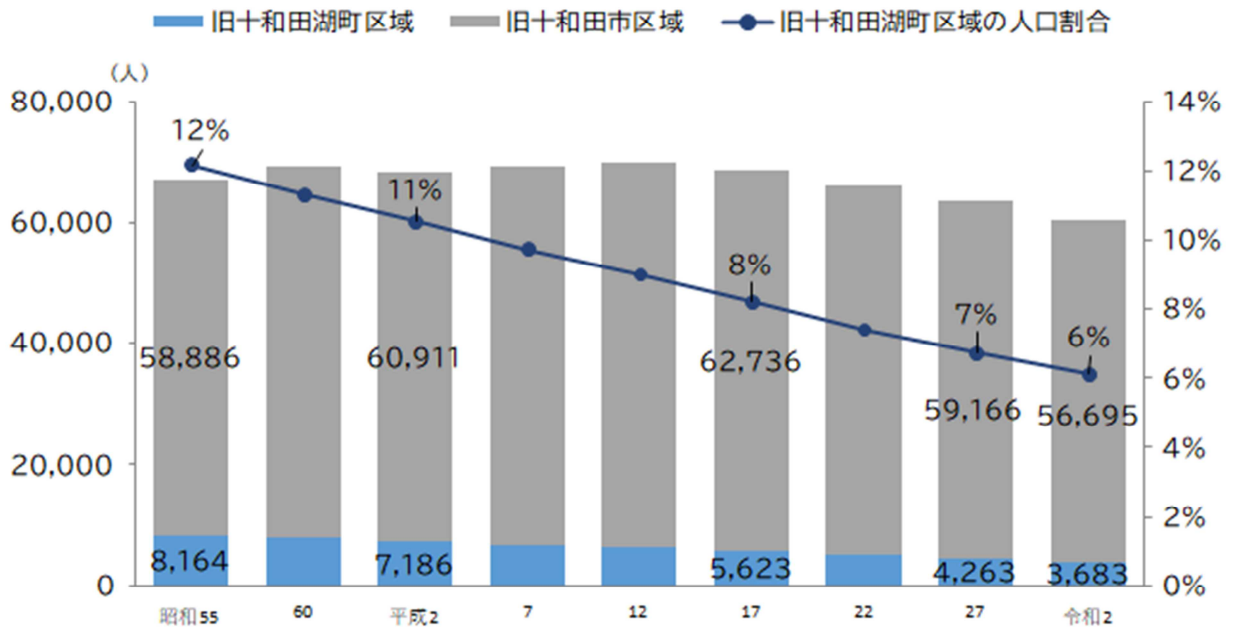
### 【十和田市全体】

区分	昭和55年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	67,050人	68,097人	1.6%	68,359人	2.0%	63,429人	△5.4%	60,378人	△10.0%
0歳～14歳	16,596人	13,853人	△16.5%	9,801人	△40.9%	7,325人	△55.9%	6,398人	△61.4%
15歳～64歳	45,404人	46,357人	2.1%	43,971人	△3.2%	37,028人	△18.4%	33,001人	△27.3%
うち 15歳～29歳 (a)	15,125人	13,040人	△13.8%	11,291人	△25.3%	8,358人	△44.7%	7,344人	△51.4%
65歳以上 (b)	5,050人	7,887人	56.2%	14,587人	188.9%	19,076人	277.7%	20,979人	315.4%
(a)/総数 若年者比率	22.6%	19.1%	-	16.5%	-	13.2%	-	12.2%	-
(b)/総数 高齢者比率	7.5%	11.6%	-	21.3%	-	30.1%	-	34.7%	-

※65歳以上は、年齢不詳を含みます。増減率は、昭和55年との比較となります。

資料：国勢調査

## 人口の推移



資料：国勢調査

## ② 今後の見通し

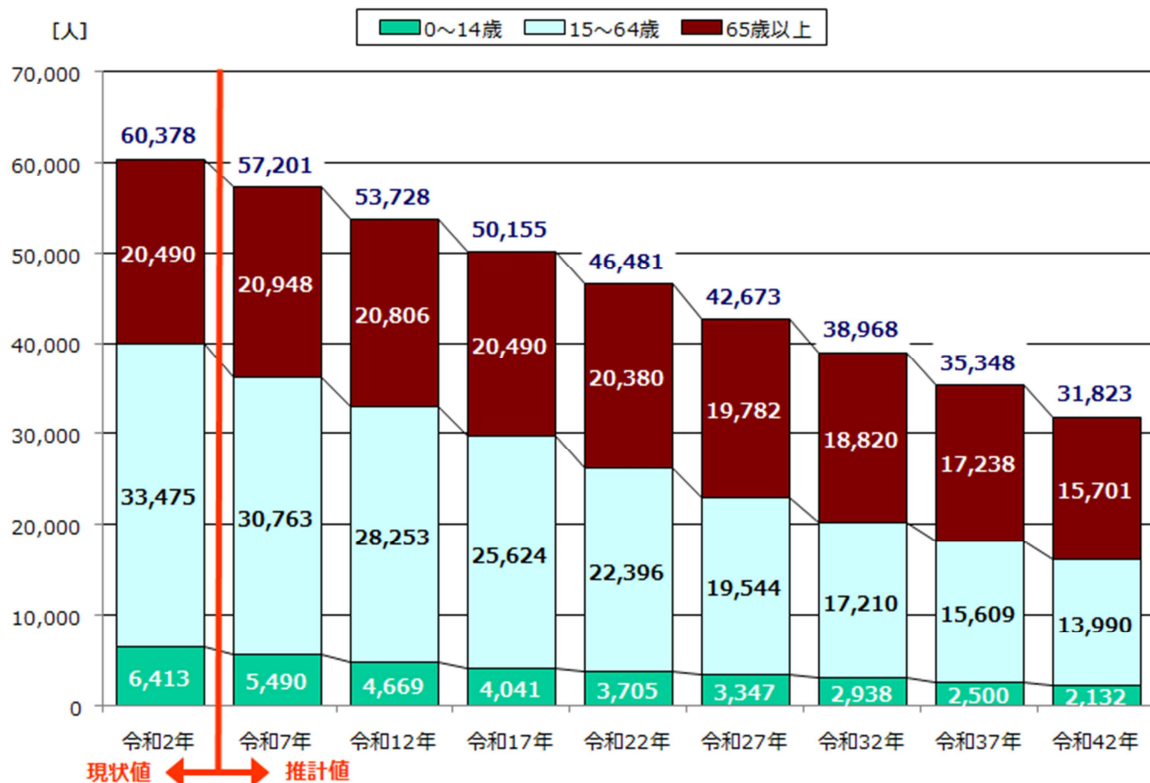
国立社会保障・人口問題研究所に準拠した推計（以下「社人研推計」という。）では、十和田市全体の人口は令和22（2040）年には46,481人、令和42（2060）年には31,823人まで減少するとされています。

また、旧十和田湖町区域の将来人口をコーホート変化率法\*により推計すると、令和22（2040）年には1,889人、令和42（2060）年には736人まで減少するものと予測されます。

※コーホート変化率法…過去の実績人口の動勢から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。社人研推計とは異なる推計方法。

### 人口の見通し(社人研推計)

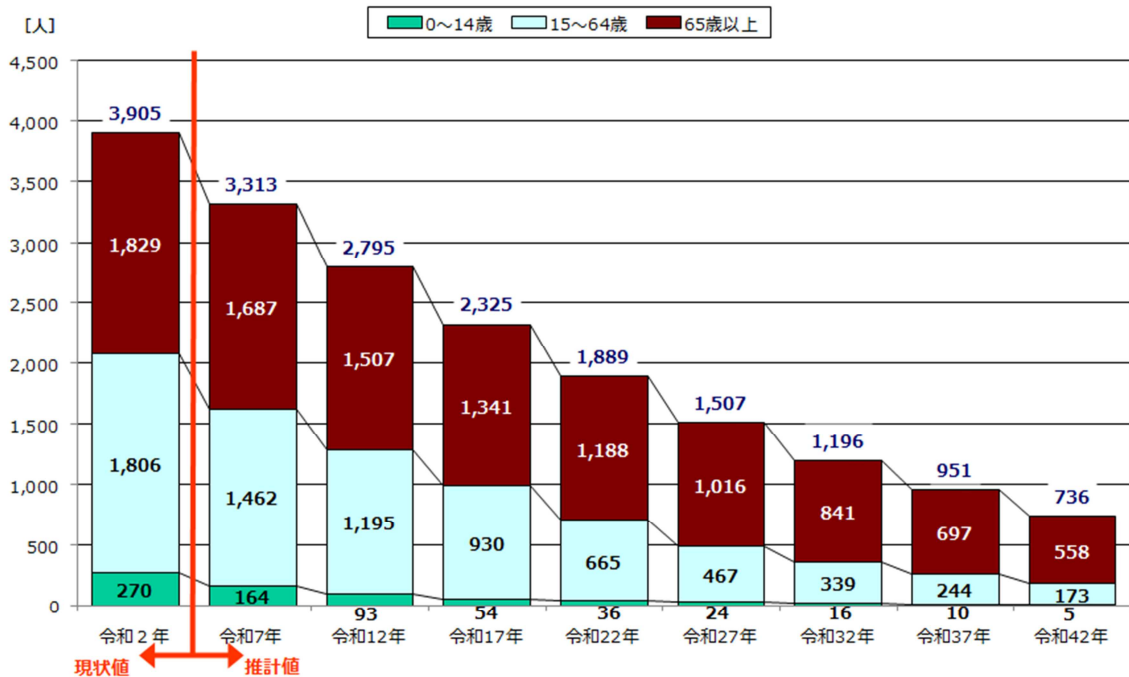
【十和田市全体】



出典:十和田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・第2期総合戦略(令和7年改訂)

## 人口の見通し（コーホート変化率法による推計）

【旧十和田湖町区域】



※十和田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・第2期総合戦略(令和7年改訂)より算出

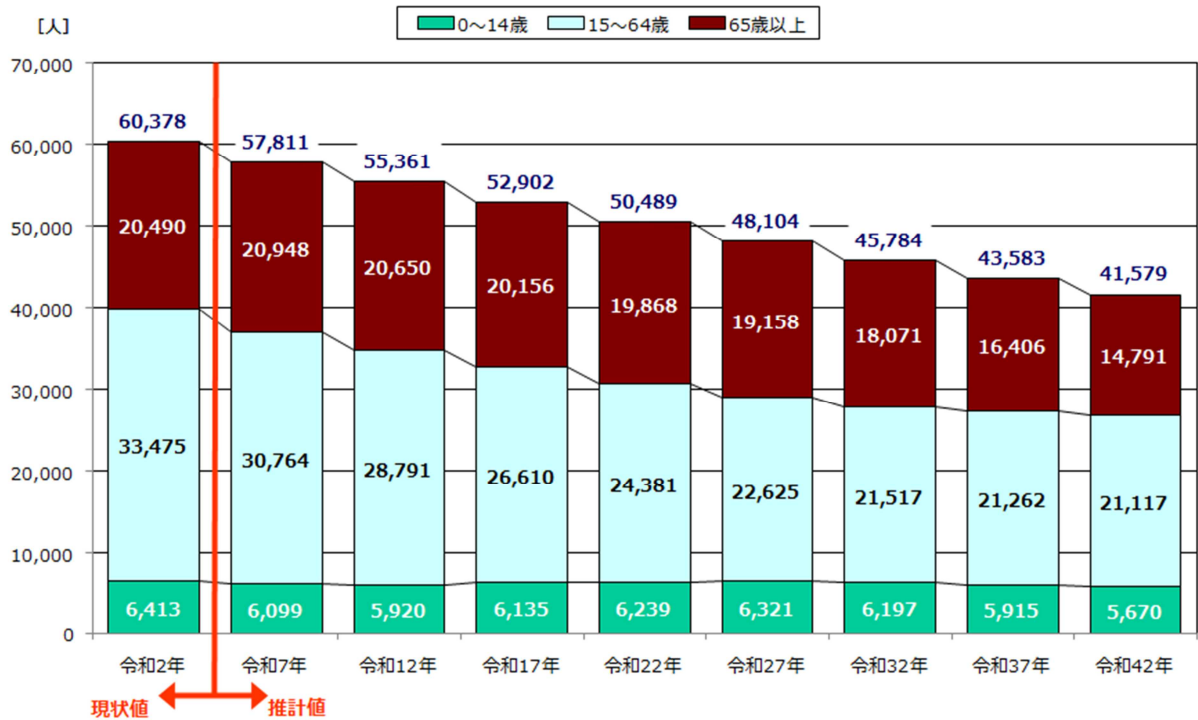
十和田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・第2期総合戦略（令和7年改訂）では、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえるための施策に取り組むことで、令和22（2040）年を目処に希望出生率2.08※を達成し、また定住促進、UIJターン支援等による移住促進に取り組むことで、令和12（2030）年を目処に、社会減が漸次均衡に向かうと仮定した場合、令和22（2040）年の十和田市全体の将来展望人口は50,489人、年齢3区分別にみると、年少人口（0～14歳）は6,239人、生産年齢人口（15～64歳）は24,381人、高齢者人口（65歳以上）は19,868人になると予測されています。

また、令和42（2060）年の将来展望人口は41,579人、年齢3区分別にみると、年少人口は5,670人、生産年齢人口は21,117人、高齢者人口は14,791人になると予測されています。

※希望出生率…市民アンケートの調査結果から算出した市民の希望する出生率

## 人口の見通し(将来展望)

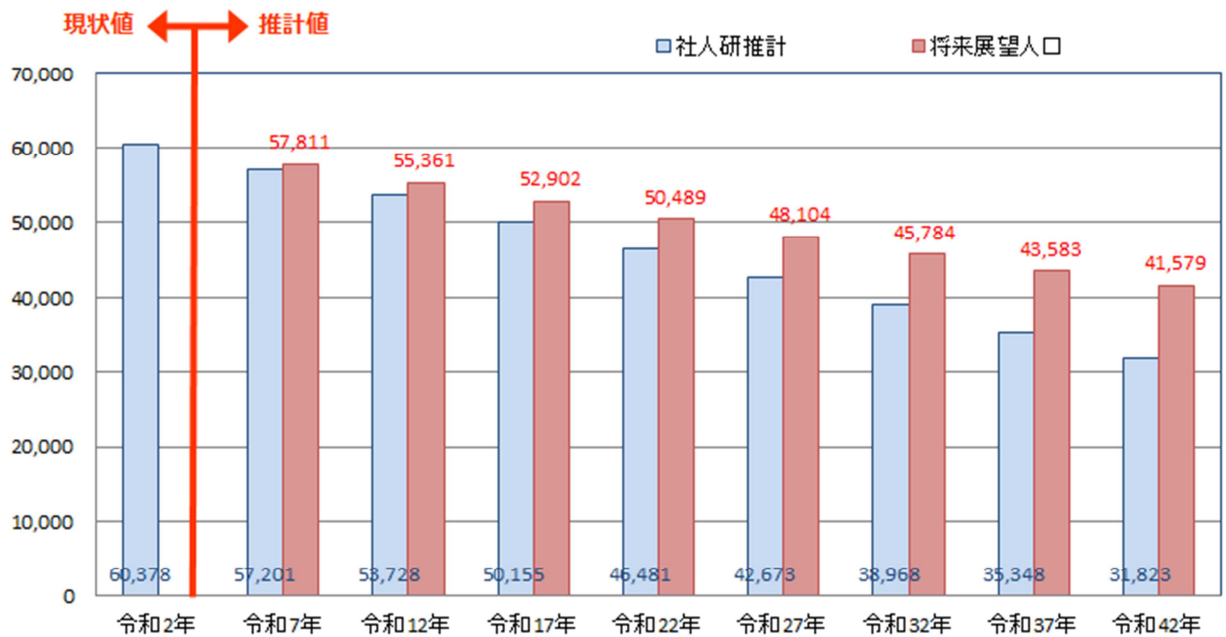
【十和田市全体】



出典:十和田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・第2期総合戦略(令和7年改訂)

## 人口の見通し(社人研推計と将来展望の比較)

【十和田市全体】



出典:十和田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・第2期総合戦略(令和7年改訂)

## 2) 産業構造の推移

旧十和田湖町区域の令和2（2020）年における産業別就業人口比率は、第1次産業23.7%、第2次産業17.8%、第3次産業58.5%であり、第3次産業への就業者が多くなっています。

また、産業別就業人口比率の推移をみると、第1次産業及び第2次産業は減少傾向にあり、第3次産業については増加傾向にあります。

一方、十和田市全体の令和2（2020）年における産業別就業人口比率は、第1次産業11.6%、第2次産業22.1%、第3次産業66.3%となっています。

産業別就業人口比率の推移をみると、第1次産業は減少傾向にあり、第2次産業はほぼ横ばいで推移し、第3次産業が増加傾向にあります。

旧十和田湖町区域を含む十和田市全体において第1次産業就業人口が減少傾向にあります。主な要因としては、農業従事者の高齢化と後継者不足があげられます。

## 産業別就業人口の動向

## 【旧十和田湖町区域】

区分	昭和55年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	4,900 <sup>人</sup>	4,195 <sup>人</sup>	△14.4%	3,177 <sup>人</sup>	△35.2%	2,409 <sup>人</sup>	△50.8%	1,977 <sup>人</sup>	△59.7%
第1次産業 就業人口	1,803 <sup>人</sup> (36.8%)	1,318 <sup>人</sup> (31.4%)	△26.9%	774 <sup>人</sup> (24.4%)	△57.1%	610 <sup>人</sup> (25.3%)	△66.2%	469 <sup>人</sup> (23.7%)	△74.0%
第2次産業 就業人口	767 <sup>人</sup> (15.7%)	840 <sup>人</sup> (20.0%)	9.5%	666 <sup>人</sup> (21.0%)	△13.2%	442 <sup>人</sup> (18.3%)	△42.4%	352 <sup>人</sup> (17.8%)	△54.1%
第3次産業 就業人口	2,330 <sup>人</sup> (47.5%)	2,037 <sup>人</sup> (48.6%)	△12.6%	1,737 <sup>人</sup> (54.6%)	△25.5%	1,357 <sup>人</sup> (56.3%)	△41.8%	1,156 <sup>人</sup> (58.5%)	△50.4%

## 【十和田市全体】

区分	昭和55年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	33,913 <sup>人</sup>	34,966 <sup>人</sup>	3.1%	34,704 <sup>人</sup>	2.3%	31,098 <sup>人</sup>	△8.3%	29,441 <sup>人</sup>	△13.2%
第1次産業 就業人口	9,055 <sup>人</sup> (26.7%)	7,317 <sup>人</sup> (20.9%)	△19.2%	4,740 <sup>人</sup> (13.7%)	△47.7%	3,767 <sup>人</sup> (12.1%)	△58.4%	3,422 <sup>人</sup> (11.6%)	△62.2%
第2次産業 就業人口	7,442 <sup>人</sup> (21.9%)	8,892 <sup>人</sup> (25.4%)	19.5%	8,467 <sup>人</sup> (24.4%)	13.8%	6,821 <sup>人</sup> (21.9%)	△8.3%	6,518 <sup>人</sup> (22.1%)	△12.4%
第3次産業 就業人口	17,416 <sup>人</sup> (51.4%)	18,757 <sup>人</sup> (53.6%)	7.7%	21,497 <sup>人</sup> (61.9%)	23.4%	20,510 <sup>人</sup> (66.0%)	17.8%	19,501 <sup>人</sup> (66.3%)	12.0%

※第3次産業は、分類不能の産業を含みます。増減率は、昭和55年との比較となります。

※（ ）内は就業人口比率となります。四捨五入の関係で、合計が100%にならない場合があります。

資料：国勢調査

### (3) 行財政の状況

#### 1) 行政の状況

現在の十和田市は、旧十和田市と旧十和田湖町の新設合併により、平成17(2005)年1月1日に誕生し、これまで、最少の経費で最大の効果をあげるため、組織や事務事業の見直し、民間委託の推進等、様々な行政改革の取組を行ってきたところです。

十和田市の行政機構は、市長部局、教育委員会、議会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会の各事務局で構成されています。また、公営企業として、水道事業、下水道事業、病院事業を設置しています。

現在は、平成22(2010)年度から取り組んでいる「事務事業評価」を実施するとともに、令和2(2020)年3月策定の「第4次十和田市行政改革大綱」に取り組み、これまで以上に効率的な行政運営に努めていくこととしています。

広域行政に関しては、十和田地域広域事務組合(消防、学校給食、清掃、火葬、し尿処理)、上北地方教育・福祉事務組合に加入し、他の構成市町村と連携しながら業務の効率化を図っています。

#### 2) 財政の状況

十和田市全体における令和2(2020)年度一般会計決算の状況は、歳入総額45,416,215千円、歳出総額43,077,213千円であるが、特別定額給付金事業等が実施されたため、例年と比較し、歳入歳出ともに決算額が大きくなっています。

平成22(2010)年度と比較すると、歳入では一般財源が0.3%増、国庫支出金が236.4%増、県支出金が31.3%増、地方債が185.0%増とそれぞれ増加しています。歳出では、義務的経費が1.9%増、投資的経費が201.8%増となっています。

平成27(2015)年度と比較すると、歳入では一般財源が1.4%減であるのに対し、国庫支出金は196.3%増、県支出金が6.7%増、地方債は344.8%増となっています。歳出では、義務的経費が2.6%減、投資的経費が339.3%増となっています。

今後、歳入においては少子高齢化や人口減少社会の進行や経済情勢により、税収や地方交付税の動向が不透明であり、安定した歳入が見込めない状況が予想されます。

一方、歳出においては公共施設等総合管理計画等に基づく大規模建設事業や老朽化が進んでいる公共施設の解体、建替、維持補修等の実施、幼児教育・保育の無償化や高齢化による社会保障関連経費の増加に要する経費も想定されることから、今後も財政を取り巻く環境は厳しい状況で推移することが見込まれます。

このことから、これまで以上に事業の選択と集中、成果や評価に基づく重点化など、必要性・有益性を踏まえた事業を展開し、健全な財政運営を進める必要があります。

## 本市の財政状況

(単位:千円)

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和2年度
歳入総額 A	30,527,952	30,410,659	45,416,215
一般財源	18,578,662	18,901,703	18,639,324
国庫支出金	3,882,879	4,407,841	13,060,437
県支出金	2,719,916	3,348,896	3,571,727
地方債	2,205,700	1,413,400	6,287,100
うち過疎対策事業債	43,900	70,000	227,700
その他	3,140,795	2,338,819	3,857,627
歳出総額 B	29,407,912	29,012,669	43,077,213
義務的経費	13,581,494	14,214,162	13,846,050
投資的経費	2,445,957	1,680,574	7,382,459
うち普通建設事業	2,445,957	1,673,358	7,345,167
その他	13,321,916	13,024,128	21,600,607
過疎対策事業費	58,545	93,805	248,097
歳入歳出差引額 C(A-B)	1,120,040	1,397,990	2,339,002
翌年度へ繰越すべき財源 D	131,197	108,264	186,133
実質収支 C-D	988,843	1,289,726	2,152,869
財政力指数	0.41	0.40	0.44
公債費負担比率	15.7 %	16.0 %	11.5 %
実質公債費比率	15.4 %	12.0 %	8.2 %
経常収支比率	89.2 %	91.3 %	90.3 %
将来負担比率	121.3 %	21.5 %	11.6 %
地方債現在高	35,346,670	29,943,396	34,894,912

資料:地方財政状況調査等

## 3) 主要公共施設等の整備状況

旧十和田湖町区域においては、地域住民によるコミュニティ活動や生涯学習の場となる西コミュニティセンターや、社会教育施設として郷土館、十和田湖民俗資料館が設置されています。体育施設は、十和田湖総合運動公園、アネックススポーツランド、八甲田パノラマパークゴルフ場を整備しています。

## 主要公共施設等の整備状況

## 【旧十和田湖町区域】

区 分	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	令和2年度末
市町村道 改良率 (%)	7.8	10.1	19.1	34.5	36.4
〃 舗装率 (%)	66.6	63.5	62.0	62.2	68.2
農道 延長 (m)	—	—	—	—	—
耕地1ha当たり農道延長 (m)	45.0	45.7	62.9	—	—
林道 延長 (m)	—	—	—	78,126	78,126
林野1ha当たり林道延長 (m)	20.1	7.3	8.0	—	—
水道普及率 (%)	84.1	97.3	90.0	93.8	95.2
水洗化率 (%)	44.1	35.5	53.0	79.8	84.4
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	4.9	1.9	2.3	3.8	0.0

## 【十和田市全体】

区 分	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	令和2年度末
市町村道 改良率 (%)	28.4	22.9	45.0	57.1	59.7
〃 舗装率 (%)	33.8	50.5	69.0	73.6	77.1
農道 延長 (m)	—	—	—	95,062	95,062
耕地1ha当たり農道延長 (m)	72.1	69.1	74.2	—	—
林道 延長 (m)	—	—	—	124,851	124,851
林野1ha当たり林道延長 (m)	14.0	7.7	8.3	—	—
水道普及率 (%)	93.1	93.4	96.6	98.5	99.2
水洗化率 (%)	10.8	32.5	61.0	76.5	87.8
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	21.2	25.9	22.6	18.9	17.6

資料：公共施設状況調査等

(注)

- 1 左記区分のうち、平成 22 年度以降の市町村道の「改良率」及び「舗装率」、平成 22 年度以降の「水道普及率」並びに「水洗化率」以外のものについては、公共施設状況調査（総務省自治財政局財務調査課）の記載要領によります。
- 2 左記区分のうち、平成 22 年度以降の市町村道の「改良率」及び「舗装率」については、国土交通省の「道路施設現況調査」の記載要領を参考に次の算式により算定しています。  
改良率＝改良済延長／実延長  
舗装率＝舗装済延長／実延長
- 3 左記区分のうち、平成 22 年度以降の「水道普及率」については、公益社団法人日本水道協会の「水道統計」の数値を使用しています。
- 4 左記区分のうち「水洗化率」については、次の算式により算定しています。なお、基準日はその年度の3月31日現在です。また、AからHまでについては公共施設状況調査の記載要領に、Iについては一般廃棄物処理事業実態調査（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）の記載要領によります。

$$\text{水洗化率} = (A+B+C+D+E+F+G+H+I) \div J$$

- A：公共下水道現在水洗便所設置済人口
- B：農業集落排水施設現在水洗便所設置済人口
- C：漁業集落排水施設現在水洗便所設置済人口
- D：林業集落排水施設現在水洗便所設置済人口
- E：簡易排水施設現在水洗便所設置済人口
- F：小規模集合排水処理施設現在水洗便所設置済人口
- G：コミュニティ・プラント処理人口
- H：合併処理浄化槽処理人口
- I：単独処理浄化槽処理人口（※）
- J：住民基本台帳登録人口

※処理状況調査票〔市町村用〕中、「浄化槽人口」から「合併処理浄化槽人口（農業集落・漁業集落排水処理施設人口含む）」を差し引いた数値

- 5 区分に該当する数値がない箇所については、「－」と表示しています。

## (4) 地域の持続的発展の基本方針

### 1) 過疎対策の成果と課題

旧十和田湖町区域は、昭和55(1980)年4月1日に過疎地域の指定を受けて以降、過疎計画の下で、住民福祉の向上や地域格差是正など、過疎対策の取組を進めながら、特色あるまちづくりを推進してきました。これまでの総合的かつ重点的な過疎対策事業の展開によって、生活環境の改善、地域の活性化に一定の成果を上げてきたところです。

しかしながら、人口減少や少子高齢化が進み、集落が消滅の危機に瀕し、このままでは地域を維持できなくなるような状況に直面しています。

今後、住民生活の利便性を向上させることによる定住人口の拡大を図るほか、ライフスタイルが多様化する中で、過疎地域と都市部との新たな交流を生み出し、地域外の人々が地域の担い手として活躍する、関係人口の創出を図っていくことも視野に入れていくことが重要となります。そのためには、地域住民の受入体制の強化や住環境の整備をはじめ、農業及び商業と観光を結びつけた産業の振興、観光拠点の保全・整備などが課題となっています。

### 2) 将来都市像

平成17(2005)年に旧十和田市と旧十和田湖町が合併して誕生した現在の十和田市は、平成19(2007)年4月に、平成19(2007)年度から平成28(2016)年度までを計画期間とする第1次十和田市総合計画を策定し、「感動・創造都市～人が輝き 自然が輝き まちの個性が輝く理想郷～」を将来都市像に掲げ、その実現に向けたまちづくりに積極的に取り組んできました。

こうした中、旧十和田湖町区域は、地理的・自然的条件等を背景に、交通・生活基盤整備の立ち遅れや、基幹産業の低迷、就労機会の減少などから、現状においてもなお、過疎化が続いています。

しかしながら、少子高齢化の進行に伴い財政上の制約がさらに強まることが大いに懸念されることから、従来のように行政が様々な地域課題を一手に引き受け、単独で解決するのは、もはや困難な状況を迎えようとしています。

このような厳しい時代潮流の中、本市ならではの地域特性を十分に踏まえつつ、将来にわたって持続可能なまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、第2次十和田市総合計画を策定しました。

第2次十和田市総合計画では、先人たちから大切に受け継いできた多彩な地域資源や、このまちに暮らす市民の知恵と力を最大限に活かし、様々な分野においてまちづくりを推進することで、より多くの人々から「住みたい」、「住み続けたい」、「訪れたい」まちとして強く支持されるよう、本市の将来都市像を次のとおり掲げ、次世代を担う子どもたちにも強い誇りと自信を持って継承できる未来への希望に満ちあふれた理想の故郷を創造していくこととしています。

## 【将来都市像】

～わたしたちが創る～  
希望と活力あふれる 十和田

### 3) 将来都市像実現のための基本目標(政策)

将来都市像の実現に向け、旧十和田湖町区域においては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき策定された青森県過疎地域持続的発展方針を踏まえ、当該地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力のさらなる向上が図られるよう、以下の基本目標（政策）に基づき施策を推進します。

#### 【目標1】 市内外からより多くの人々や消費を呼び込めるまち(産業振興)

市内外からより多くの人々や消費を引き込み、自立性の向上を支える活発な経済活動が展開されるよう、豊かな自然の恵みと現代アートの魅力が融合した本市ならではの多彩な地域資源のブランド力を最大限に引き出すとともに、地域経済を支えている多様な主体との連携の中から新たな産業の創出を図ることにより、雇用の創出と足腰の強い産業経済基盤づくりを推進します。

#### 【目標2】 地域全体で子育て・子育てをしっかりと支えるまち(子育て・教育)

次世代を担う子どもたちが、健やかに生まれ、恵まれた環境のなかで元気に育つことができるよう、地域社会全体で子育て・子育てを温かく見守り、支える環境づくりを推進するとともに、学校教育をはじめとする教育環境の充実を図ります。

さらに、これまでの少子化の流れに歯止めをかけるため、結婚や出産の希望をかなえる取組として、結婚・妊娠・出産・子育てに対する切れ目のない支援体制を構築します。

### 【目標3】 すべての市民が健やかに暮らせるまち(健康・福祉)

すべての市民が住み慣れた地域で安心して住み続けられる地域社会の実現を目指して、保健・医療・福祉機関との連携のもと、地域で支え合う仕組みづくりに取り組むとともに、いつまでも心身ともに健康で生き生きと自立した毎日を送ることができるよう、乳幼児から高齢者まで市民一人ひとりのライフステージに応じた総合的な健康づくりを推進します。

また、高齢者の地域生活を支える体制や高齢者の豊富な経験・知識などを活かした活躍の場づくり、さらには障がい者の自立と社会参加の支援を推進します。

### 【目標4】 だれもが楽しく学び、豊かな心と文化が息づくまち(生涯学習・文化・スポーツ)

だれもが気軽に、楽しく学び、心豊かに充実した毎日を送ることができるよう、学習機会の確保や情報の提供などを通じた自主的・自発的な学習活動の支援を推進するとともに、市民一人ひとりが生涯にわたって心身の健康を保持・増進し、体力の向上にも結び付くよう、「市民ひとり1スポーツ」の普及定着を図ります。

また、本市に対する強い誇りと深い愛情の醸成や地域社会の活力の向上に結び付くよう、文化芸術活動への支援や先人たちから大切に受け継いできた貴重な文化財の保護・活用を推進します。

### 【目標5】 地域で助け合い、災害に強く犯罪のない、安全・安心なまち(安全・安心)

いつどこで遭遇するか分からない自然災害や犯罪の危険から市民の尊い生命と貴重な財産を守り、より安全で安心な市民生活を確保できるよう、市民一人ひとりが自ら備え、地域で共に助け合う地域主体の防災・防犯体制づくりの普及定着を図るとともに、ハード・ソフトの両面から、災害・犯罪の起こりにくい環境づくりを推進します。

さらに、市民一人ひとりが地域コミュニティの大切さについて理解を深め、活動に参加できるよう、コミュニティ活動の重要性に対する意識啓発を図るとともに、地域コミュニティの維持・再生に向けた地域主体の取組を支援します。

**【目標6】 ゆとりと潤いあふれる暮らしを実感できるまち(環境)**

日常生活や経済活動における環境への負荷を軽減するとともに、ゆとりと潤いを実感できるまちの実現に向け、地域経済社会を構成する多様な主体が、それぞれの責任と役割に応じながら、良好な自然環境の保全・再生やエネルギー消費量の削減、ごみの適正処理などに取り組むことにより、市全体として環境にやさしいライフスタイルの普及定着を図ります。

**【目標7】 快適な暮らしや活発な経済活動を支える都市基盤が整ったまち(都市基盤)**

市内外からより多くの人々が集い、暮らし、活動する場の創出や、居住・商業・行政・教育・医療などの多様な都市機能の充実に努め、コンパクトで利便性と快適性を兼ね備えた中心市街地の形成を図ります。

また、将来的な人口減少・人口構造の変化や市全体から見た重要度・緊急度などを十分に踏まえながら、快適な暮らしや活発な経済活動に必要な不可欠な道路・上下水道・情報通信をはじめとする生活基盤施設及び既存集落の生活環境の整備を計画的に推進します。

**【目標8】 地域経済社会の持続的な発展を支える強固な経営基盤が確立したまち(自治体経営)**

「自分たちのまちは、自分たちでより良くする」という自主・自立の基本的考え方のもとに、地域社会を構成する多様な主体がそれぞれの責任と役割をしっかりと自覚し、自助・共助・公助を適切に組み合わせながら、相互の密接な連携と協力を根ざした協働のまちづくりを推進します。

また、市全体から見た費用対効果を十分に勘案しながら、選択と集中を徹底し、限りある行政経営資源を最適に活用するとともに、行財政改革を推進し、強固な経営基盤の確立を図ります。

## (5) 地域の持続的発展のための基本目標

地域の持続的発展の基本方針となる本市の最上位の行政計画である「第2次十和田市総合計画」のうち、人口減少対策に係る施策について、数値目標や方向性等を記載した「実施計画（アクションプラン）」として位置付けられる十和田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・第2期総合戦略（令和7年改訂）の目標を本計画の基本目標として設定します。

基本目標	基準値	目標値
全体人口	63,429人 【平成27(2015)年】	55,361人 【令和12(2030)年】
合計特殊出生率	1.45 【平成30(2018)年】	1.69 【令和12(2030)年】
社会増減数	△125人／年 【平成30(2018)年】	0人／年 【令和12(2030)年】

## (6) 計画の達成状況の評価に関する事項

施策や事業の実効性を確保するため、全庁的に実施している内部評価や有識者等で構成される外部評価委員会による外部評価において、毎年度、計画の達成状況等々を評価するとともに、PDCAサイクルにより必要な見直しを図ります。

## (7) 計画期間

計画期間は、令和8（2026）年4月1日から令和13（2031）年3月31日までの5年間とします。

## (8) 公共施設等総合管理計画との整合

「十和田市公共施設等総合管理計画」は、中長期的な視点をもって公共施設等の更新・統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより、公共施設等の規模の適正化や有効利用、財政負担の軽減及び更新・改修・解体等事業費の平準化を図り、安心して利用できる公共施設等を将来にわたり持続的に提供していくとともに、効率的・効果的な公共施設等の最適な配置を実現することを目的として、平成29（2017）年3月に策定しています。

同計画は、施設の老朽化、人口減少や少子高齢化といった環境変化に対応し、必要な公共サービスを維持・確保していくとともに、将来負担の軽減及び平準化を図るため、

次の基本方針に基づき最適な公共施設等の管理を目指しています。

### **施設総量(延床面積)の適正化、適正配置**

施設総量の縮減を基本とし、施設の複合化、多目的化、定住自立圏内の相互利用も含めた適正配置を進めます。

### **安全性の確保**

適時の点検・診断等により、危険性が認められる施設への対応を迅速に行い、安全性を確保します。また、点検マニュアルを作成し、職員による自主点検を行います。

### **施設の長寿命化**

予防保全の考えに立った維持管理により施設の長寿命化を図り、更新等費用の低減化を目指します。

### **効果的・効率的な管理運営**

民間のノウハウや資金の活用により、効果的・効率的なサービス提供や財政負担の軽減を図ります。

### **現有資産の有効利用**

施設統合等に伴う建替え用地については、新たに取得せず現有の市有地を利用し、経費の削減及び資産の有効利用を図ります。

本計画に記載された公共施設等の整備は「十和田市公共施設等総合管理計画」及び同計画に基づく、すべての個別計画に適合しており、この考え方を踏まえた持続可能な行財政運営を前提とした過疎対策を推進します。

## II. 施策区分に係る事項

### 1. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

#### (1) 現況と問題点

本市では、若い世代を中心に、市外への人口流出に歯止めがかからない状況が続いています。特に旧十和田湖町区域では、人口減少が著しく進み、産業の各分野における人手不足や地域の担い手不足など、地域の抱える課題がさらに多様化・深刻化しています。

こうした現状を踏まえ、国内外の人々との多様な交流を通じ、本市ならではの魅力を発信・共有することにより、移住・定住希望者を増やすための支援体制を強化するとともに、将来的に本市への移住につながるよう、多様な形で本市と継続的に関わる関係人口の創出・拡大に取り組む必要があります。

また、産業やその他の分野においても関係機関と連携しながら情報提供や研修機会の提供等を行い、担い手の育成・確保を図るとともに、学校教育においては児童・生徒が郷土に愛着と誇りを持てるよう、郷土の自然や歴史を学ぶことができる環境を整える必要があります。

#### (2) その対策

##### 1) 移住・定住

- ① 市外への人口流出を抑制するための定住と首都圏等からの転入を増加させるための移住を促進するため、本市の魅力を積極的に情報発信するとともに相談対応に取り組み、移住定住者への支援体制を強化します。

また、出会い・結婚を希望する者や新婚世帯への支援にも取り組みます。

- ② 上十三・十和田湖広域定住自立圏域市町村との連携・協力を深めながら、移住の促進及び定住人口の増加、圏域内の交流促進に取り組みます。

##### 2) 地域間交流

- ① 十和田湖や奥入瀬溪流など、本市ならではの魅力を発信・共有するとともに、特定の地域に多様な形で継続的に関わる関係人口や交流人口の創出・拡大に取り組みます。

- ② 岩手県花巻市との友好都市交流や高知県土佐町との姉妹都市交流、福島県矢吹町・宮崎県川南町との日本三大開拓地サミットなどの都市間交流事業を推進します。

### 3) 人材育成

- ① 移住希望者の視点に立ち、雇用面や住居、生活面での魅力づくりに合わせ、本市の出身者が地域の将来を支える人材となるための環境づくりを進めます。
- ② 職業能力開発の場の設置や各種セミナーの開催等による就職支援に取り組み、若年者などの人材育成を支援します。
- ③ 市・大学・市民のネットワークを形成し、大学の持つ人材を生涯学習やまちづくりに活かすとともに、本市の魅力を市内外に発信できる交流の担い手を育成します。
- ④ 農業従事者の減少に歯止めをかけるため、将来にわたって本市の農業を支える高い意欲を持った担い手の育成・確保を図ります。
- ⑤ 十和田湖や奥入瀬溪流をはじめとする郷土の自然や歴史などを学ぶことにより、郷土の魅力を認識し、愛着と誇りを持てる人材の育成を目指します。

### (3) 計画

#### 事業計画(令和8年度～12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
移住・定住・ 地域間交流 の促進、人 材育成	過疎地域持続的 発展特別事業 (移住・定住)	移住・定住促進事業(補助金) 【事業概要】 ■移住者等に対し、住宅取得費用等の一部を補助します。 【必要性】 ■人口減少対策として移住・定住の促進を図る必要があります。 【効果】 ■人口の流入増加及び定住人口の増加につながります。	市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	過疎地域持続的 発展特別事業 (人材育成)	郷土学習充実事業 【事業概要】 ■市内の児童が十和田湖や奥入瀬溪流等 の郷土の自然や歴史を学ぶためのバス 借上料と遊覧船の乗船料を助成します。 【必要性】 ■子どもたちが郷土の魅力を認識し、愛 着と誇りを持てるよう、郷土の自然や歴 史を学ぶための環境を整える必要があ ります。 【効果】 ■郷土に対する愛着と誇りを持てる人材 の育成につながります。	市	

※当該地域において実施の可能性のある事業を網羅しております。このため、計画期間内において、全ての事業の実施を確定するものではありません。

## 2. 産業の振興

### (1) 現況と問題点

就業人口の割合から旧十和田湖町区域の産業をみると、第1次産業 23.7%、第2次産業 17.8%、第3次産業 58.5%（令和2年国勢調査）となっており、農林畜産業を中心とする第1次産業と、国内屈指の観光地である十和田湖、奥入瀬溪流、八甲田山を核とする観光業等の第3次産業が主産業となっています。

第1次産業の就業人口は、平成2（1990）年から令和2（2020）年にかけての30年の間に849人、64.4%減少しており、第2次、第3次産業に比べて減少率が大きくなっています。これは、新規就農者の減少や労働力の他産業への流出によるものと考えられます。

#### 1) 農業

旧十和田湖町区域の基幹作物は米であり、機械化の促進と経営の合理化を図るために、昭和52（1977）年から基盤整備事業を推進しています。沢田、奥瀬地区のほ場については、ほぼ整備されています。

また、野菜の市場評価は高く、にんにくをはじめ、ながいも、ねぎ、ごぼうなどは全国的にも高い評価を受けています。これら良質な農産物等の生産のみにとどまらず、加工施設等を積極的に活用することで加工品としての付加価値を高めるなど、生産地としての形態を整え、生産から加工・販売までに至る6次産業化への取組を促進させ

る必要があります。

一方で、農業従事者の高齢化や農業離れによる遊休農地が増加しており、農地の荒廃を防ぎ優良農地を確保するため、国土保全や水源のかん養といった農業の持つ多面的機能を活かした取組を進める必要があります。

## 2) 畜産業

旧十和田湖町区域は、昭和48(1973)年に肉用牛振興地域の指定を受け、山林原野を採草放牧地に造成し、夏山冬里方式を実施するなど、酪農・畜産の飼養にとって恵まれた地形や自然条件にあり、この豊かな環境で育まれた牛は、県畜産市場において高い評価を得ています。

しかしながら、近年の畜産業を取り巻く環境は生産者の高齢化や、担い手・後継者の不足など、大変厳しい状況にあります。

中小規模の家族経営が多い当該区域の生産者の収益向上や資源の継承など、次世代へつなげるためには生産基盤を強化する必要があります。

## 3) 水産業

十和田湖でヒメマス、コイ、サクラマス等、奥入瀬川水系でヤマメ、イワナ等の漁業や遊漁が行われていますが、今後は稚魚育成の安定化に向けた種苗生産施設や安定した生産供給を図るための漁獲後の販売施設の拡充、さらには、魚体の品質保持のための漁法の改善が課題となっています。

## 4) 林業

十和田市全体における総土地面積の66.8%(48,480ha)は森林であり、そのうち、国有林が60.1%(29,134ha)、民有林が39.9%(19,346ha)を占めています(青森県森林資源統計書「令和7年4月」)。

旧十和田湖町区域の民有林は8,065haで、そのうち人工林は4,800haですが、本格的な主伐期を迎え、間伐を必要とする森林も多く、今後、優良材の生産のため、間伐を促進するとともに、間伐材の有効利用を図る必要があります。

## 5) 雇用

旧十和田湖町区域の第2次産業の就業人口は、平成7(1995)年の902人をピークに減少傾向にあることから、今後も就業条件等の良好な企業の誘致等を促進する必要があります。

第3次産業の就業人口は、平成2(1990)年から令和2(2020)年にかけての30年の間に881人、43.2%減少しており、減少に歯止めがかかっていません。

少子高齢化が進む中、若者から高齢者までのあらゆる年代が、地域経済活力の維持・増進を支える担い手として自らの能力を十分発揮できるよう、関係機関との連携・協

力のもと、それぞれのライフスタイルなどに応じ、地域社会での活躍の場を見出すことができる働き方の実現を適切に支援する必要があります。

## 6) 観光

旧十和田湖町区域には、十和田湖、奥入瀬溪流などを含む十和田八幡平国立公園の美しく雄大な自然環境をはじめとした多彩な地域資源があります。それら地域資源を活かすとともに、多様化する国内旅行者のニーズを踏まえ、ターゲットとする観光客を明確にしたうえで、その特性に応じた観光メニューの開発・提供を推進し、観光消費額の増加を図る取組を強化する必要があります。

今後は、外国人観光客がより快適に市内観光を楽しむことができるよう、観光地などにおける多言語対応やデジタル技術の活用などによる受入体制の強化を図るとともに、観光情報の発信の強化やイベントによる集客効果を活用しながら、自然、温泉、食、歴史、文化などの多様な地域の資源を活かした魅力ある滞在型観光地づくりに取り組む必要があります。

また、観光関連事業者や関係団体、市民などとの連携を強化し、地域主体の観光振興や観光地づくりを担う人材の育成・強化を図る必要があります。

## (2) その対策

### 1) 農業

- ① 農産物等の付加価値を高め、農業者がより高い収益を得られるよう、6次産業化の啓発に努めるとともに、商品開発や事業計画作成など、6次産業化への取組を支援します。
- ② 農地の適正な利用による遊休農地の発生防止を図ります。また、農地の持つ多面的機能の確保及び農村コミュニティの促進を図るため、多面的機能支払交付金事業、中山間地域等直接支払事業及び地域の中心経営体への農地集約を進める農地中間管理事業等の活用を図ります。

### 2) 畜産業

- ① 優良な血統を受け継ぐ繁殖雌牛の確保や地元保留を促進するほか、肥育を含めた地域一貫生産を推進します。
- ② 飼料の安定確保などの取組により、経営の効率化と安定化を支援します。

### 3) 水産業

- ① 十和田湖や奥入瀬川水系における内水面漁業の持続的かつ健全な発展に資するよう、水産資源の安定確保を図るため、漁業協同組合が実施するヒメマスやヤマメなどのふ化・放流事業を支援します。
- ② 十和田湖ひめまスの認知度を高め、ブランドイメージを保全強化するとともに販売拡大を図ります。

### 4) 林業

地球温暖化の緩和、土砂災害の防止及び水源のかん養など森林の有する多面的機能の維持・増進を図るため、木材の有効活用及び計画的な森林整備を進めます。

### 5) 雇用

農畜産物等を活用した加工商品製造業など、地域の条件に合う就業条件の良好な企業の誘致を促進し雇用の創出を図るとともに、より多くの人々が自らの希望や能力を活かし、安定して働くことができるよう就業しやすい環境づくりに取り組みます。

### 6) 観光

- ① 道の駅や観光施設の機能向上、観光地の景観整備、新たな観光資源の発掘・活用により、魅力ある観光地づくりを進めます。
- ② 「国立公園における滞在体験の魅力向上のための先端モデル事業」に選ばれた十和田湖地域において、景観改善や観光コンテンツの磨き上げを図るほか、くらし・なりわいの持続性向上に取り組みます。
- ③ 市民や（一社）十和田奥入瀬観光機構をはじめとする多様な主体との連携・協力により、地域ぐるみで観光客を温かく迎え入れる体制の強化を図るとともに、観光客のニーズに即した魅力ある観光サービスの充実に取り組みます。
- ④ 温泉供給施設の更新に取り組むことにより、奥入瀬溪流温泉（焼山地区）への安定した湯量供給を図ります。

施設の整備に係る目標については、公共施設等総合管理計画との整合を図り、長寿命化や集約化を行うものとします。

## (3) 計画

## 事業計画(令和8年度～12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
産業の振興	観光又はレクリ エーション	焼山地区景観整備事業	市	
		国立公園魅力向上事業	市	
		奥入瀬溪流温泉スキー場整備事業	市	
		焼山地区温泉供給施設整備事業 (温泉施設等更新事業)	市	
		宇樽部キャンプ場環境整備事業	市	
		奥入瀬ろまんパーク施設設備整備事業	市	
		冬季観光改善事業	市	
過疎地域持続的 発展特別事業 (第1次産業)	多面的機能支払交付金事業 【事業概要】 ■農地の保全管理及び農村集落などの環 境整備に取り組む活動組織等に対し、交 付金を交付します。 【必要性】 ■農地の持つ多面的機能の確保を図るた め、地域が共同して取り組む農地の保全 管理及び農村集落などの環境整備など の活動を支援する必要があります。 【効果】 ■農地の持つ多面的機能の確保及び優良 な農地が維持されるとともに、住民間 の連携が深まることで、地域コミュニ ティの維持強化につながります。	市		

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
産業の振興	過疎地域持続的 発展特別事業 (第1次産業)	<p>中山間地域等直接支払事業</p> <p>【事業概要】</p> <p>■農用地を維持・管理し、農業生産活動を継続する農業者に対し、交付金を交付します。</p> <p>【必要性】</p> <p>■傾斜地などの農業生産条件が不利な中山間地域等において、地域が共同して取り組む水路や農道等の保全管理及び耕作放棄の防止等の農業生産活動を支援する必要があります。</p> <p>【効果】</p> <p>■農地の持つ多面的機能の確保及び優良な農地が維持されるとともに、住民間の連携が深まることで、地域コミュニティの維持強化につながります。</p>	市	
		<p>内水面漁業振興対策事業(補助金)</p> <p>【事業概要】</p> <p>■十和田湖増殖漁業協同組合が実施する水産資源管理に要する費用を補助します。</p> <p>【必要性】</p> <p>■水産資源の安定確保を図るため、漁業協同組合が実施するひめますのふ化・放流事業を支援する必要があります。</p> <p>【効果】</p> <p>■十和田湖ひめますが保全されるとともに、漁獲量の確保及び遊漁者や観光客の誘客につながります。</p>	十和田湖増殖漁業協同組合	
		<p>十和田湖ひめますブランド力向上事業</p> <p>【事業概要】</p> <p>■十和田湖ひめますの認知度向上に取り組む十和田湖ひめますブランド推進協議会に対して負担金を拠出します。</p> <p>【必要性】</p> <p>■地域経済の活性化のため、十和田湖ひめますの認知度向上とブランド化を推進する必要があります。</p> <p>【効果】</p> <p>■十和田湖ひめますの販売拡大が促進されます。</p>	十和田湖ひめますブランド推進協議会	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
産業の振興	過疎地域持続的 発展特別事業 (観光)	十和田湖地域づくり事業 【事業概要】 ■十和田湖休屋地区が持続可能な滞在型・高付加価値な観光地となることを目指し、遊休不動産の活用など地域課題の解決に向け支援します。 【必要性】 ■遊休不動産など地域課題を解決する組織体制の構築に向けて支援する必要があります。 【効果】 ■地域人口が増加し新たな事業が創出されるなど、休屋地区の魅力向上が図られ、観光客数の増加が見込まれます。	市	

※当該地域において実施の可能性のある事業を網羅しております。このため、計画期間内において、全ての事業の実施を確定するものではありません。

#### (4) 産業振興促進事項

##### 1) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
旧十和田湖町区域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

##### 2) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)その対策及び(3)計画のとおりです。産業の振興に係る施策の実施については、青森県及び周辺市町村、その他関係団体と連携を図ります。

#### (5) 公共施設等総合管理計画等との整合

十和田市公共施設等総合管理計画では、施設の老朽化、人口減少や少子高齢化といった環境変化に対応し、必要な公共サービスを維持・確保していくとともに、将来負担の軽減及び平準化を図ることとしており、本項目に該当する施設整備については以下のとおり定めています。

#### ＜観光施設＞

合併前の旧十和田市、旧十和田湖町、それぞれの観光振興の観点から各種施設が設置されていることから、今後の観光戦略を踏まえ統廃合、複合化等も含め適正化を図ります。

#### ＜温泉設備＞

施設の劣化により温泉供給が出来なくなるという事態を招かないよう、施設の更新に向けた調査を進め、更新事業費を踏まえ温泉受給者との共通認識のもと、更新計画策定を進めます。

本計画における考え方として、本項目の現況と問題点、その対策及び計画は十和田市公共施設等総合管理計画の基本方針と整合性が取れていることから、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

### 3. 地域における情報化

#### (1) 現況と問題点

近年、情報通信技術（ICT）は、飛躍的に進展しており、スマートフォンやタブレット端末等の普及に伴い、生活や仕事など、社会のあらゆる場面で必要不可欠なものとなっています。

また、新型コロナウイルス感染症の流行により、人々の日常は大きく変化し、新たな生活様式への移行を余儀なくされ、これまでデジタル化が進まなかった分野においても、個人、産業、教育、社会といったあらゆる環境において変革が生まれ、デジタル化・リモート化を前提とした活動が定着しています。

旧十和田湖町区域では情報通信基盤の整備を目的に、平成29（2017）年度に十和田湖畔地区においてインターネット光回線を公設民営方式で整備し、地域住民や観光客等の利便性向上を図りました。一方で光回線が整備されていない地域もあることから、未整備地域の解消に向けて、関係機関との連携により情報通信基盤の整備を推進する必要があります。

また、災害時の通信体制としては移動系防災行政無線の配備により、行政間の通信網が整備されているほか、同報系防災行政無線の屋外拡声子局の整備や戸別受信機の配置により、区域全体に対して防災情報や緊急情報を伝達する体制の整備が図られています。

今後は、整備した通信施設の適正な維持管理に努めるとともに、ICTの技術革新

の状況や利活用の需要状況も踏まえながら、積極的にICTの利活用を進める必要があります。

## (2) その対策

- ① 関係機関との連携・協力のもと、だれもが快適かつ安全・安心にICTを利活用できるよう、関係機関や事業者へ働きかけるとともに、情報通信基盤や公衆無線LANの整備を推進します。
- ② ICTを利用した情報活用能力を育成するため、小・中学校においてタブレット端末等を活用した教育を推進します。
- ③ 情報通信インフラを整備し、災害時における迅速な情報伝達と連携強化を図ります。

施設の整備に係る目標については、公共施設等総合管理計画との整合を図り、長寿命化や集約化を行うものとします。

## (3) 計画

事業計画(令和8年度～12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
地域における 情報化	(1)電気通信施設等情報化のための施設 (防災行政用無線施設)	防災行政無線整備事業	市	

※当該地域において実施の可能性のある事業を網羅しております。このため、計画期間内において、全ての事業の実施を確定するものではありません。

## (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

十和田市公共施設等総合管理計画では、施設の老朽化、人口減少や少子高齢化といった環境変化に対応し、必要な公共サービスを維持・確保していくとともに、将来負担の軽減及び平準化を図ることとしています。

十和田市公共施設等総合管理計画において本項目に該当している施設類型はありませんが、本計画における考え方として、本項目の現況と問題点、その対策及び計画は十和田市公共施設等総合管理計画の基本方針と整合性が取れていることから、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

## 4. 交通施設の整備、交通手段の確保

### (1) 現況と問題点

#### 1) 交通施設の整備

旧十和田湖町区域の道路交通網は、令和7（2025）年3月31日現在、国道102号、国道103号、国道394号、国道454号のほか、主要地方道1路線、一般県道2路線、市道172路線178,033.4mが張り巡らされています。

旧十和田湖町区域における市道の整備状況は、改良済延長68,756.8m、改良率38.6%、舗装延長126,106.9m、舗装率70.8%と改良の面で遅れている状況にあります。将来の交通事情を考えると、道路拡幅等の改良を積極的に推進し、破損の著しい簡易舗装を改良整備していく必要があります。

また、旧十和田湖町区域の一部路線においては、冬季になると暴風雪により、吹き溜まりが発生し、対向車とすれ違うことができないなど、通行車両や歩行者の安全が確保されていないことから、冬期間における交通確保のため、除雪体制の強化や防雪柵等の整備が必要です。

農林道については、舗装等の整備は一部のみで、今後、生産性の高い農林業経営を図るため、整備を進めていく必要があります。

一方、広域的な取組として、国道103号奥入瀬（青樺山）バイパスの早期完成や高速交通網へのアクセスを強化していく必要があります。

#### 2) 交通手段の確保

旧十和田湖町区域における公共交通は、路線バス、コミュニティバス等が地域住民の交通手段として重要な役割を担っています。

全国的にも、人口減少や少子高齢化の進行に伴う公共交通機関の輸送人員の大幅な減少などにより、路線バスを中心とする公共交通ネットワークの規模縮小やサービス水準の低下が懸念される中、人口減少が著しい旧十和田湖町区域においては、高齢者や児童・生徒などの移動制約者対策はもとより、地域社会の活力の維持・向上や観光振興にも結びつくよう、公共交通の利便性の確保や安定的な運営に向けた取組を強化する必要があります。

## (2) その対策

### 1) 交通施設の整備

- ① 地域住民の日常生活の安全性や産業経済活動の利便性を確保するため、緊急度や重要度に応じた、道路・橋梁の計画的な整備と効率的な維持管理を推進します。
- ② 冬期間の交通を確保するため、必要性が高い箇所に防雪柵等の整備を進めるとともに、除雪体制の強化を図ります。
- ③ 農林道については、損傷箇所を速やかに補修するなど、機能保全に努めます。

### 2) 交通手段の確保

移動制約者の交通手段を安定的に確保するため、路線バスの維持、コミュニティバスの運行やタクシー車両によるデマンド運行、自家用有償運送の活用などにより、地域特性や公共交通の利用実態に即した輸送体制の確立を図ります。

施設の整備に係る目標については、公共施設等総合管理計画との整合を図り、長寿化や集約化を行うものとしします。

## (3) 計画

### 事業計画(令和8年度～12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
交通施設の 整備、交通 手段の確保	市町村道 (道路)	市道焼山線 改良 L=1,600m W=9.0m	市	
		市道猿倉線 舗装 L=450m W=5.0m	市	
		市道両泉寺家ノ下線 改良 L=400m W=5.0m	市	
		市道向村大沼平線 改良 L=1,500m W=4.5m	市	
		市道太田上線 改良 L=150m W=6.0m	市	
		市道太田線 改良 L=150m W=6.0m	市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
交通施設の 整備、交通 手段の確保	市町村道 (道路)	市道太田岩井口線 改良 L=200m W=6.0m	市	
		市道宇樽部十和田山線 舗装 L=500m W=4.5m	市	
		市道立石高田線 舗装 L=800m W=6.0m	市	
		市道川端高田線 改良 L=200m W=7.0m	市	
		市道道交仙ノ沢開拓線 舗装 L=1,500m W=4.0m	市	
		市道下洗大沼平線 舗装 L=1,300m W=3.0m	市	
		市道太田川原三日市線 舗装 L=1,400m W=7.5m	市	
	市町村道 (橋りょう)	橋りょう(猿倉橋)L=12.4m	市	
		橋りょう(大堀橋)L=95.0m	市	
		橋りょう(焼山橋)L=11.8m	市	
		橋りょう(百目木橋)L=52.8m	市	
		橋りょう(筒場橋)L=12.0m	市	
		橋りょう(紅葉橋)L=26.8m	市	
		橋りょう(上川目橋)L=4.0m	市	
		橋りょう(おくせ橋)L=7.0m	市	
		橋りょう(桂月橋)L=35.1m	市	
		橋りょう(立石橋)L=38.5m	市	
		橋りょう(第2仙ノ沢橋)L=6.6m	市	
		橋りょう(奥入瀬西大橋)L=48.0m	市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
交通施設の 整備、交通 手段の確保	市町村道 (橋りょう)	橋りょう(倉手橋)L=25.2m	市	
		橋りょう(川代橋)L=18.7m	市	
		橋りょう(山屋橋)L=18.7m	市	
		橋りょう(沼田橋)L=15.7m	市	
		橋りょう(熊ノ沢橋)L=17.0m	市	
		橋りょう(楓橋)L=24.8m	市	
	市町村道 (その他)	市道公園線 防雪柵設置 L=330m	市	
		市道太田田屋線 防雪柵設置 L=530m	市	
		市道新川原下川目線 防雪柵設置 L=300m	市	
		市道太田川原三日市線 防雪柵設置 L=1,800m	市	
		市道大堀段ノ台線 防雪柵設置 L=400m	市	
		市道下洗音道線 防雪柵設置 L=200m	市	
		市道大堀田面木1号線 防雪柵設置 L=400m	市	
		市道焼山線 防雪柵設置 L=160m	市	
		市道中ノ渡北線 防雪柵設置 L=100m	市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
交通施設の 整備、交通 手段の確保	過疎地域持続的 発展特別事業 (公共交通)	西地区シャトルバス運行事業 【事業概要】 ■旧十和田湖町区域から中心市街地まで西地区シャトルバスを委託により運行します。 【必要性】 ■地域住民の日常生活に必要な交通手段を安定的に確保する必要があります。 【効果】 ■通院や買い物などの地域住民の日常生活に必要な交通手段の確保につながります。	市	
		公共交通空白地有償運送事業(補助金) 【事業概要】 ■公共交通未整備地域の住民の生活交通を確保するため、空白地有償運送を実施する団体に対し、運行に要する費用の一部を補助します。 【必要性】 ■公共交通未整備地域において、地域住民の生活交通を確保する必要があります。 【効果】 ■地域住民の生活交通の確保につながります。	特定非 営利活 動法人 十和田 奥入瀬 郷づくり 大学	

※当該地域において実施の可能性のある事業を網羅しております。このため、計画期間内において、全ての事業の実施を確定するものではありません。

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

十和田市公共施設等総合管理計画では、施設の老朽化、人口減少や少子高齢化といった環境変化に対応し、必要な公共サービスを維持・確保していくとともに、将来負担の軽減及び平準化を図ることとしており、本項目に該当する施設整備については以下のとおり定めています。

##### 《道路》

道路の安全性向上を図るため、道路改良や路面補修を推進します。また、老朽化による損傷等が重大な事故を引き起こす可能性があることから、パトロールや定期的な点検を強化し、道路状況の的確な把握に努め、事故防止への迅速な対応を図ります。

併せて、道路の利用状況や劣化状況を踏まえ、安全に通行できる状態を維持するため、計画的な維持・修繕や今後の方針を検討します。

### 《橋梁》

劣化・損傷が進み道路ネットワークが機能しなくなる事態を未然に防止するため、「十和田市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、5年に1回の頻度で近接目視による点検を行い、橋梁の状態の把握、予防的な補修及び計画的な架替えを着実に進め、費用の縮減及び、橋梁の安全性、信頼性の確保に努めていきます。

本計画における考え方として、本項目の現況と問題点、その対策及び計画は十和田市公共施設等総合管理計画の基本方針と整合性が取れていることから、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

## 5. 生活環境の整備

### (1) 現況と問題点

#### 1) 水道

旧十和田湖町区域における簡易水道施設は11地区点在していましたが、休屋、宇樽部、子ノ口の3地区については平成21（2009）年度に十和田湖畔地区簡易水道として統合整備したほか、沢田、上川目、段ノ台・川口、法量の4地区及び百目木地区については、平成29（2017）年度にそれぞれ上水道への編入を行いました。また、沢田・片貝沢、高田・大畑野の2地区についても、同年度に焼山地区簡易水道への統合整備を行いました。

安全で安心な水道水の安定供給を図るため、今後は老朽化により機能低下が著しい施設について、機能維持のため、計画的な更新を行う必要があります。

#### 2) 下水道

旧十和田湖町区域における令和7（2025）年3月31日現在の水洗化率は85.3%となっています。

快適で住みやすい居住環境の確保と公共水域の水質保全を図るため、水洗化率の向上に努めるとともに、焼山地区の特定環境保全公共下水道事業と各地区の農業集落排水事業の処理施設のうち、老朽化により機能低下が著しい施設については、機能維持のため、計画的な更新を行う必要があります。

#### 3) 廃棄物処理施設

し尿処理及びごみ処理については、十和田地域広域事務組合において行われています。

今後、なお一層ごみの減量化を目指して分別収集や美化対策を推進するとともに、循環型地域社会を構築するために、リサイクルなどの取組を推進する必要があります。

#### 4) 消防施設及び救急・防災体制

消防事務については、十和田地域広域事務組合において行われています。

十和田湖消防署には、令和7（2025）年4月1日現在、消防職員が24人（署長を含む。）配置されているほか、指揮車1台、水槽付消防ポンプ自動車2台、高規格救急車1台、査察広報車1台が配備されています。また、十和田湖消防署湖畔出張所には、消防職員が14人（出張所長を含む。）配置されているほか、災害対応車1台、水槽付消防ポンプ自動車1台、高規格救急車1台、救助艇1艇が配備されています。

非常備の消防団は、令和7（2025）年4月1日現在4分団あり、団員数は144人となっています。その他、防火組織として婦人防火クラブが4地区に組織されています。

旧十和田湖町区域には、令和7（2025）年4月1日現在、消防ポンプ自動車6台、小型動力ポンプ付積載車5台が配備、防火水槽74基が設置されています。本区域は行政区域が広いうえに水利の便が悪く、また、集落が散在していることから、初期消火活動を重視した機動力のある火災防御体制が重要となります。そのため、ポンプ自動車の更新整備、防火水槽の定期的な点検、老朽化が進む消防施設の建て替えや改修など、消防力の整備強化を図る必要があります。

また、旧十和田湖町区域には土砂災害警戒区域が多く存在し、災害時の警戒避難体制の整備が必要となっています。災害時の被害軽減につながるよう、市民一人ひとりの防災意識を高める必要があります。

#### 5) 公共施設及び住環境等

市の所有となっている老朽化が著しい空き建築物や廃校等については、地震時の倒壊の危険性や衛生上及び景観上の観点から、解体撤去を行う必要があります。また、市民が所有する空家等で、老朽化による倒壊等、保安上の危険を引き起こす恐れのある場合、解体撤去を促進する必要があります。

住民票の写しや印鑑登録証明書等の交付について、交通至難地域と都市部とのサービス格差の是正を行う必要があります。

## (2) その対策

### 1) 水道

水道については、水源の確保、保全等に努めるとともに、簡易水道施設及び簡易水道施設であった水道施設（平成19年度以降の簡易水道事業統合により、簡易水道施

設でなくなったもの)の計画的な更新を行うことにより、安全で安心な水道水の安定供給に努めます。

## 2) 下水道

下水処理施設の計画的な更新を図るとともに、集合処理区域内全域において下水道施設への接続を促進します。

## 3) 廃棄物処理施設

ごみのリサイクル、減量等の積極的な取組を促進します。

## 4) 消防施設及び救急・防災体制

- ① 防火体制を強化充実させるため、消防施設・消防車両などの整備・更新を計画的に行います。
- ② 広報紙やホームページなどを活用した情報発信により、防災に関する基礎知識の普及に努めるとともに、住民の防災意識の高揚を図ります。

## 5) 公共施設及び住環境等

- ① 地域住民の安全・安心確保のため、地震時の倒壊の危険性や衛生上及び景観上の観点から問題があり、かつ利用計画のない公共施設等については、解体・撤去を行います。
- ② 老朽化による倒壊等、保安上の危険を引き起こす恐れのある空家等の解体撤去等に対して支援します。
- ③ 交通至難地域の住民の移動負担を軽減するため、住民票の写しや印鑑登録証明書等を十和田湖郵便局で交付します。

施設の整備に係る目標については、公共施設等総合管理計画との整合を図り、長寿命化や集約化を行うものとしします。

(3) 計画

事業計画(令和8年度～12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
生活環境の 整備	水道施設 (簡易水道)	水道施設遠方監視設備更新	市	
		簡易水道施設整備事業	市	
	下水処理施設 (農村集落排水施設)	農業集落排水処理施設等整備事業	市	
	消防施設	消防団車両購入事業	市	
		消防団屯所施設整備事業	市	
	過疎地域持続的 発展特別事業 (危険施設撤去)	教育・普通財産の撤去 【事業概要】 ■老朽化した空き建築物等を解体撤去 します。 ふれあい住宅、旧法奥小教職員住宅、 十和田湖小中教職員住宅、沢田小 プール ほか 【必要性】 ■地域住民の安全・安心な暮らしを確保 するため、降雪や地震時の倒壊の危 険性や衛生上及び景観上の観点から 問題のある施設を解体撤去する必要 があります。 【効果】 ■地域住民の安全・安心な暮らしを確保 するとともに、公園敷地と学校用地の 有効活用につながります。	市	
		空家等解体撤去費補助金交付事業 【事業概要】 ■老朽化による倒壊等、保安上の危険 を引き起こす恐れのある空家等の解 体撤去等に対して補助します。 【必要性】 ■地域住民の安全・安心な暮らしを確保 するため、降雪や地震時の倒壊の危 険性や衛生上及び景観上の観点から 解体撤去等を促進する必要があります。 【効果】 ■地域住民の安全・安心な暮らしを確保 します。	市民	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
生活環境の 整備	過疎地域持続的 発展特別事業 (生活)	住民票の写し等の証明書交付事業 【事業概要】 ■十和田湖郵便局において住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍証明書等を交付します。 【必要性】 ■交通至難地域の住民の移動負担を軽減し、移動に係る時間及び費用を削減することができます。 【効果】 ■住民の移動負担が大幅に軽減され、利便性が向上し、時間・費用が削減されることで生活の質が改善されます。また、地域行政への参加促進や郵便局の活用も進み、地域定住促進につながり、住民満足度が向上します。	市	

※当該地域において実施の可能性のある事業を網羅しております。このため、計画期間内において、全ての事業の実施を確定するものではありません。

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

十和田市公共施設等総合管理計画等では、施設の老朽化、人口減少や少子高齢化といった環境変化に対応し、必要な公共サービスを維持・確保していくとともに、将来負担の軽減及び平準化を図ることとしており、本項目に該当する施設整備については以下のとおり定めています。

##### 《上水道》

「十和田市水道事業ビジョン 2019」や「十和田市水道区域の事業基盤及び水道施設の強靱化推進」など所管部署で作成の計画等に基づき、施設・設備の耐震化や規模の適正化を図ります。また、管路は、老朽化が進んだ管の更新を行いつつ、耐震管への入れ替えを進めます。

##### 《下水道》

十和田市公共施設等総合管理計画の個別施設管理計画「下水道に関する計画」に基づき、処理施設等の機能維持や回復を行います。

##### 《消防施設》

消防屯所は、消防団再編成計画に基づき更新・統廃合等を進めます。

本計画における考え方として、本項目の現況と問題点、その対策及び計画は十和田

市公共施設等総合管理計画の基本方針と整合性が取れていることから、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

## 6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

### (1) 現況と問題点

#### 1) 児童の福祉

本市の幼児・児童数は、大幅に減少しており、旧十和田湖町区域においても同様の状況にあります。一方で、本市は子育て世代の女性の就業率が、全国や県と比較しても高い状況が続いており、保育所等の幼児保育・保育施設や放課後児童クラブ（仲よし会）の利用率も高い状況が続いています。

そのような中、将来にわたって活力ある地域社会の維持・形成を図るためには、既存の子育て支援サービスの充実に加え、結婚・妊娠から出産・子育てまで切れ目のない支援に取り組むことで、より多くの親たちが、安心して子どもを産み育てられる環境を整えるとともに、子どもたちが地域社会のなかで心身ともに健やかに成長できる環境の充実に努める必要があります。

また、全国的に世帯の小規模化や地域コミュニティの希薄化などを背景に、家庭及び地域社会における子育て力の低下が懸念されている中、本市においても支援を必要とする子ども及びその保護者を支える相談・支援体制の強化を図る必要があります。

#### 2) 高齢者の福祉

旧十和田湖町区域の高齢者の割合は年々上昇しており、昭和55（1980）年の65歳以上人口が893人で全人口の10.9%であったのが、令和7（2025）年には65歳以上人口が1,711人で高齢化率は50.9%となり、高齢化の進行が顕著となっています。

高齢者の福祉対策としては、老人クラブに対する助成事業や福祉バスを活用した研修等を行っています。

また、高齢者の生活支援としては、地域包括支援センターを中心に、保健・医療・福祉の各関係機関と連携を図りながら、包括的かつ継続的な支援体制の充実に努めています。

その他、介護保険制度による各種サービスの充実に努めています。

これからも、高齢者が住み慣れた地域で元気に自立した生活ができるように、第9～11期十和田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、福祉対策や介護予防事業を積極的に推進する必要があります。

### 3) 障がい者の福祉

現在、障害者手帳を所持している人の数は増加傾向にあり、旧十和田湖町区域においても移動手段の確保などの支援を必要としている障がい者が増えている状況にあります。

今後は地域課題の解決に向け、生活において困難を抱える人たちが地域において安心して自立した生活を送ることができるよう、包括的な支援体制を構築し、切れ目のない支援をしていく必要があります。

また、第7期十和田市障がい福祉計画に基づき、障がい福祉サービスの質の確保・向上をはじめ、障がいを理由とする差別の解消の推進、障がい者への虐待防止等に努める必要があります。

### 4) 保健

生活様式の多様化などを背景に、偏った食生活や睡眠・運動不足、ストレスなどの不適切な生活習慣の積み重ねが原因で発症するとされている糖尿病、高血圧、がん、脳卒中、心臓病などの生活習慣病による死亡率が本市においては50%台で推移しています。

「自分の健康は自分で守る」を基本に、より多くの市民が自らの健康に対する関心を高め、主体的に生活習慣の改善や健康増進に取り組むことができるよう、各種健康教育や相談の場の充実などを通じ、健康に関する正しい知識の普及啓発に取り組み、健康寿命の延伸につなげていく必要があります。

## (2) その対策

### 1) 児童の福祉

- ① 保護者の就労形態の多様化に伴い、地域の保育需要に応じた子ども・子育て支援事業を実施します。
- ② 子どもたちが地域社会の中で心身ともに健やかに成長できる環境を整えます。

### 2) 高齢者の福祉

- ① 高齢者の社会参加と生きがいづくり活動を支援するとともに、在宅福祉サービスの充実を図ります。
- ② 一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加に伴い、地域の状況を把握し、必要なサービスにつなげるための相談支援体制の充実を図るとともに、地域による見守り体制の強化を図ります。

- ③ 介護サービスの充実及び介護予防のための施策を推進します。

### 3) 障がい者の福祉

- ① 障がい者やその家族が自らの生活実態に応じた福祉サービスを的確に選択できるよう、相談支援体制の強化を図るとともに、自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な訓練などの支援を推進します。
- ② 障がいや障がい者に対する正しい理解と支援を促すための意識啓発を図るとともに、虐待の防止や障がいを理由とする差別の解消に向け、障がいのある人とない人が交流を深めるための機会の充実を図ります。

### 4) 保健

- ① 生活習慣病をはじめとする病気の予防及び早期発見・早期治療を促進するため、健康診査、健康相談、健康教育等の保健事業を実施します。
- ② 健康寿命の延伸を図るため、保健協力員及び食生活改善推進員等と連携し、乳幼児から高齢者までのライフステージに応じた適切な情報提供や、健康増進に向けた取組を支援します。

## (3) 計画

### 事業計画(令和8年度～12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
子育て環境 の確保、高 齢者等の保 健及び福祉 の向上及び 増進	過疎地域持続的 発展特別事業 (児童福祉)	十和田湖地区託児・学童保育支援事業 (補助金) 【事業概要】 ■十和田湖地区において託児及び学童 保育事業を実施する団体に対し、事業 に要する費用の一部を補助します。 【必要性】 ■保育所や放課後児童クラブが設置さ れていないため、託児や学童保育を 必要とする子ども及びその保護者を 支援する必要があります。 【効果】 ■十和田湖地区の子育て世帯が安心し て子育てできる環境の確保につなが ります。	休屋 町内会	

## 7. 医療の確保

### (1) 現況と問題点

旧十和田湖町区域の医療施設は、十和田湖診療所1か所となっています。また、令和7（2025）年4月1日現在、非常勤医師による平日週3回の診療となっており、医療体制は充分とはいえない状況です。

地域住民が安心して必要な時に必要な医療サービスが受けられるよう、地域における医療体制の強化を図る必要があります。

### (2) その対策

地域住民が安心して必要な時に必要な医療サービスが受けられるよう、医療体制の強化を図るとともに、医療機器の計画的な整備及び適切な維持管理や市立中央病院との連携により地域医療の充実を図ります。

### (3) 計画

#### 事業計画(令和8年度～12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
医療の確保	診療施設 (その他)	十和田湖診療所医療機器整備事業	市	
	過疎地域持続的 発展特別事業 (その他)	十和田湖診療所維持運営事業 【事業概要】 ■十和田湖診療所における医師の特殊勤務手当や非常勤医師等の通勤に要する費用を支出します。 【必要性】 ■地域住民が安心して必要な時に必要な医療サービスが受けられるよう、医療体制の強化を図る必要があります。 【効果】 ■常勤医師等の配置により、医療提供体制の充実が図られ、地域住民の医療機会の確保につながります。	市	

※当該地域において実施の可能性のある事業を網羅しております。このため、計画期間内において、全ての事業の実施を確定するものではありません。

## (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

十和田市公共施設等総合管理計画では、施設の老朽化、人口減少や少子高齢化といった環境変化に対応し、必要な公共サービスを維持・確保していくとともに、将来負担の軽減及び平準化を図ることとしており、本項目に該当する施設整備については以下のとおり定めています。

### 《保健・福祉施設》

診療所は、湖畔地区の医療を確保するため、適切に維持管理していきます。

本計画における考え方として、本項目の現況と問題点、その対策及び計画は十和田市公共施設等総合管理計画の基本方針と整合性が取れていることから、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

## 8. 教育の振興

### (1) 現況と問題点

#### 1) 学校教育

旧十和田湖町区域の教育施設は、昭和52（1977）年までは小・中学校合わせて12校ありましたが、その後の統合により、令和7（2025）年4月1日現在、小学校3校、中学校2校となっています。

学校施設については、老朽化が進んでいる施設もあることから、必要な改修を順次行い、児童・生徒の安全を確保するとともに、快適に学ぶことのできる環境を確保する必要があります。

また、法奥小学校区及び第一中学校区は広範囲に及ぶことから、登下校時の児童・生徒の安全確保や送迎に係る保護者の負担軽減を図るため、遠距離通学者の通学手段を確保する必要があります。

#### 2) 体育施設

十和田湖総合運動公園には、陸上競技場、野球場等があります。また、焼山地区には、アネックススポーツランドと八甲田パノラマパークゴルフ場があります。

これら体育施設の中には、老朽化が進んでいる施設もあることから、計画的な改修等を行う必要があります。

### 3) 生涯学習、コミュニティ活動

地域住民の学習ニーズや地域社会の抱える課題が多様化・複雑化する中、それぞれのライフステージに応じた学習活動の推進のほか、地域における人づくりや自らが進んで地域づくりに参画、貢献できる環境づくりに取り組む必要があります。

生涯にわたる学習活動や地域コミュニティ活動を支援するとともに、その成果を適切に活かすことができる環境づくりを推進する必要があります。

## (2) その対策

### 1) 学校教育

児童・生徒がより安全・安心で快適に学べるよう、経年劣化等による学校施設の改修や遠距離通学者の通学手段を確保するなど教育環境の向上を図ります。

### 2) 体育施設

利用者のニーズや利用実態を踏まえたうえで、安全で快適にスポーツ活動に取り組むことができるよう、スポーツ施設の適切な維持管理・運営を図るとともに、スポーツイベントなどを開催し、市民のスポーツ活動を推進します。

### 3) 生涯学習、コミュニティ活動

地域住民の多様な生涯学習ニーズに対応するため、生涯学習機会の充実を図るとともに、地域住民の生涯学習や地域コミュニティ活動の環境整備に努めます。

施設の整備に係る目標については、公共施設等総合管理計画との整合を図り、長寿命化や集約化を行うものとします。

## (3) 計画

### 事業計画(令和8年度～12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
教育の振興	学校教育関連施設 (校舎、屋内運動場)	学校施設等改修事業	市	
	集会施設、体育施設等 (体育施設)	アネックススポーツランド整備事業	市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
教育の振興	集会施設、体育 施設等 (体育施設)	八甲田パノラマパークゴルフ場整備事業	市	
	集会施設、体育 施設等 (その他)	沢田悠学館整備事業	市	
		西コミュニティセンター環境整備事業	市	
	過疎地域持続的 発展特別事業 (義務教育)	遠距離通学支援事業(補助金) 【事業概要】 ■定期路線バスの定期券購入に対する 補助やスクールバスの運行など遠距 離通学者の通学手段を確保します。 【必要性】 ■遠距離通学となる児童・生徒が安心し て学べる良好な環境を確保するため、 通学に要する経費を支援するととも に、通学手段を確保する必要があります。 【効果】 ■登下校時の児童・生徒の安全確保や 送迎に係る保護者の負担軽減が図ら れ、安心して学べる良好な環境の確保 につながります。	市	

※当該地域において実施の可能性のある事業を網羅しております。このため、計画期間内において、全ての事業の実施を確定するものではありません。

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

十和田市公共施設等総合管理計画では、施設の老朽化、人口減少や少子高齢化といった環境変化に対応し、必要な公共サービスを維持・確保していくとともに、将来負担の軽減及び平準化を図ることとしており、本項目に該当する施設整備については以下のとおり定めています。

##### 《学校教育施設》

学校施設は、十和田市教育委員会で策定した「小中学校適正規模及び適正配置に関する基本方針」に基づき、児童生徒数の推移を踏まえた規模の適正化と適正配置を推進します。国の施策との整合を図りつつ地域コミュニティ・防災の拠点としての位置

づけも考慮し、通学区域の見直しや学校の統廃合・併置化を検討するとともに、小中一貫校、義務教育学校についても検討します。

また、学校施設を有効に活用するため、児童生徒の安全確保や教育環境に配慮したうえで、体育施設等のさらなる地域開放や余裕教室・敷地等の積極的な活用を検討します。

#### 《スポーツ施設》

適切な修繕を行うとともに、同種のものが複数ある施設や利用者が少ない施設は、統合や複合化を行うなど、施設数・規模（延床面積）の適正化を図ります。

広域利用が可能な施設については、周辺市町村との共同利用に努めます。

本計画における考え方として、本項目の現況と問題点、その対策及び計画は十和田市公共施設等総合管理計画の基本方針と整合性が取れていることから、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

## 9. 集落の整備

### (1) 現況と問題点

旧十和田湖町区域には、大小あわせて45集落が区域の中心を流れる奥入瀬川流域に散在していますが、いずれの集落も近年の人口減少、高齢化により小規模化が進み、住民相互の連帯感も希薄化しています。

当該状況下において、集落の維持を図るためには「自らの地域は自らでつくる」という意識のもと、地域主体の活動を積極的に推進していく必要があります。

また、農地などの保全管理及び環境整備についても地域共同で取り組む必要があります。

### (2) その対策

- ① コミュニティ組織による主体的な地域課題の解決のための取組を支援します。
- ② 農地などの保全管理及び環境整備や農地が持つ多面的機能発揮のための地域活動、耕作放棄地の発生防止などの地域共同による取組を支援します。

**(3) 計画**

## 事業計画(令和8年度～12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
集落の整備	過疎地域持続的 発展特別事業 (集落整備)	広域コミュニティ活動推進事業(補助金) 【事業概要】 ■広域コミュニティ組織が主体的に行う 地域課題解決のための取組に要する 費用を補助します。 【必要性】 ■集落の維持を図るため、地域主体の 活動を推進する必要があります。 【効果】 ■広域コミュニティ組織の基盤強化、活 動の活性化が図られ、集落の維持に つながります。	市	
		多面的機能支払交付金事業	市	再掲
		中山間地域等直接支払事業	市	再掲

※当該地域において実施の可能性のある事業を網羅しております。このため、計画期間内において、全ての事業の実施を確定するものではありません。

**10. 地域文化の振興等****(1) 現況と問題点**

旧十和田湖町区域には、国の特別名勝及び天然記念物に指定されている「十和田湖および奥入瀬溪流」、国の天然記念物に指定されている「法量のイチョウ」、県の天然記念物に指定されている「モミの木」があります。

このほか「郷土館」及び「十和田湖民俗資料館」、国の重要文化財に指定されている「旧笠石家住宅」がありますが、これらの施設等は、いずれも老朽化等が進んでいることから、今後、計画的な整備が必要となっています。

また、旧十和田湖町区域では地域の小・中学生を対象に市の無形文化財に指定されている「沢田鶏舞」の指導が行われており、後継者育成に努めているほか、各種サークル活動を中心に行われている文化芸術活動についても、支援、育成に努めていく必要があります。

## (2) その対策

- ① 貴重な有形文化財、名勝、天然記念物等は、後世に引き継いでいけるよう、適切な保護と保全に努めます。
- ② 郷土・民俗資料の保存及び展示施設の整備・充実に努めます。
- ③ 市の伝統芸能である無形文化財の保存と後継者育成に努めます。
- ④ 文化芸術活動の推進のため、各種サークル活動を支援します。

施設の整備に係る目標については、公共施設等総合管理計画との整合を図り、長寿命化や集約化を行うものとします。

## (3) 計画

### 事業計画(令和8年度～12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
地域文化の 振興等	地域文化振興施設等 (地域文化振興施設)	十和田湖民俗資料館及び旧笠石家住宅 整備事業	市	
		十和田市郷土館整備事業		

※当該地域において実施の可能性のある事業を網羅しております。このため、計画期間内において、全ての事業の実施を確定するものではありません。

## (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

十和田市公共施設等総合管理計画では、施設の老朽化、人口減少や少子高齢化といった環境変化に対応し、必要な公共サービスを維持・確保していくとともに、将来負担の軽減及び平準化を図ることとしており、本項目に該当する施設整備については以下のとおり定めています。

#### 《社会教育施設》

資料館は、利便性の向上、展示物の充実、低コスト化を図るため、点在している施設の統合を検討します。

本計画における考え方として、本項目の現況と問題点、その対策及び計画は十和田市公共施設等総合管理計画の基本方針と整合性が取れていることから、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

## 11. 再生可能エネルギーの利用の推進

### (1) 現況と問題点

八甲田山系の広大な森林や十和田湖、奥入瀬溪流などの貴重な自然は、市民の共通の財産として、生活に潤いや安らぎをもたらすものです。この自然を次世代に引き継ぐとともに、その恵みを活用した持続可能な地域社会の構築が求められています。

本市においては、限りある資源の有効活用に努め、将来にわたり資源豊かなまちづくりを推進するため、資源循環型社会の構築に向け、行政が先導的な役割を果たすことにより、市民や事業者の主体的な活動を促していく必要があります。

また、地球温暖化の防止に向けて、行政が先導的な役割を果たし、市民、事業者をはじめとする多様な主体との連携・協力を根ざした取組を強化する必要があります。

### (2) その対策

- ① 地球環境への負荷をできる限り小さくするため、温室効果ガスの排出量削減などの取組を推進し、環境にやさしいライフスタイルの普及を図ります。
- ② 関係団体や事業者などと連携・協力し、環境への負荷が少ない自然・地域と共生する再生可能エネルギーの利用を促進します。

## 12. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

### (1) 現況と問題点

#### 1) 自然環境の保全・活用

十和田湖、奥入瀬溪流などを含む十和田八幡平国立公園の美しく雄大な自然は市民共通の財産であり、移住希望者や観光客等から本市が選ばれる重要な要素となっています。この自然を次世代に引き継ぐとともに、その恵みを活用した持続可能な地域社会の構築が求められています。

また、健康で安全かつ快適な市民生活を確保するため、鳥獣被害、河川の水質、騒音、悪臭などの把握に努めながら、状況の変化に応じた対策を的確に講じる必要があります。

### (2) その対策

#### 1) 自然環境の保全・活用

- ① 関係機関との連携のもと、多様な生態系や自然の保全を図ります。
- ② 市民生活の安全と財産を守るため、有害鳥獣対策に努めます。
- ③ 環境保全団体などの活動支援を通じ、自然保護に対する意識の高揚を図ります。
- ④ 県認定の名水地「私たちの名水（八甲田清水）」の適切な維持管理に努め、市民が自然にふれあう機会の創出を図ります。

## (3) 計画

## 事業計画(令和8年度～12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
その他地域の持続的発展に関し必要な事項	過疎地域持続的発展特別事業	内水面漁業振興対策事業	十和田湖増殖漁業協同組合	再掲
	その他	名水保全事業 ■「私たちの名水(八甲田清水)」の水質保全のための水質検査	市	ソフト事業

※当該地域において実施の可能性のある事業を網羅しております。このため、計画期間内において、全ての事業の実施を確定するものではありません。

(添付資料)

【再掲】事業計画(令和8年度～令和12年度) 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定 住・地域間交 流の促進、 人材育成	(4)過疎地域 持続的発展特 別事業 (移住・定住)	移住・定住促進事業(補助金) 【事業概要】 ■移住者に対し、住宅取得費用等の一部 を補助します。 【必要性】 ■人口減少対策として移住・定住の促進 を図る必要があります。 【効果】 ■人口の流入増加及び定住人口の増加 につながります。	市	事業の実施に より、人口の 流入増加及び 定住人口の増 加につながり、地域の活 性化が図られ ることから、 将来に及び地 域の持続的発 展に資するも のです。
	(4)過疎地域 持続的発展特 別事業 (人材育成)	郷土学習充実事業 【事業概要】 ■市内の児童が十和田湖や奥入瀬溪流 等の郷土の自然や歴史を学ぶための バス借上料と遊覧船の乗船料を助成し ます。 【必要性】 ■子どもたちが郷土の魅力を認識し、愛 着と誇りを持てるよう、郷土の自然や 歴史を学ぶための環境を整える必要があり ます 【効果】 ■郷土に対する愛着と誇りを持てる人材 の育成につながります。	市	事業の実施に より、郷土に 対する愛着と 誇りを持ち、 地域の将来を 考える人材の 育成につなが ることから、 将来に及び地 域の持続的発 展に資するも のです。
2 産業の振 興	(10)過疎地 域持続的発展 特別事業 (第1次産業)	多面的機能支払交付金事業 【事業概要】 ■農地の保全管理及び農村集落などの 環境整備に取り組む活動組織等に対 し、交付金を交付します。 【必要性】 ■農地の持つ多面的機能の確保を図る ため、地域が共同して取り組む農地の 保全管理及び農村集落などの環境整 備などの活動を支援する必要があります。 【効果】 ■農地の持つ多面的機能の確保及び優 良な農地が維持されるとともに、住民 間の連携が深まることで、地域コミュニ ティの維持強化につながります。	市	事業の実施に より、農地の 持つ多面的機 能の確保及び 優良な農地の 維持・確保に つながり、農 業の振興が図 られることか ら、将来に及 び地域の持続 的発展に資す るものです。

持続的発展 施策区分	事業名	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振 興	(10) 過疎地 域持続的発展 特別事業 (第1次産業)	<p>中山間地域等直接支払事業</p> <p>【事業概要】</p> <p>■水路や農道の保安全管理などに取り組む農業者等に対し、交付金を交付します。</p> <p>【必要性】</p> <p>■傾斜地などの農業生産条件が不利な中山間地域等において、地域が共同して取り組む水路や農道等の保安全管理及び耕作放棄の防止等の農業生産活動を支援する必要があります。</p> <p>【効果】</p> <p>■農地の持つ多面的機能の確保及び優良な農地が維持されるとともに、住民間の連携が深まることで、地域コミュニティの維持強化につながります。</p>	市	<p>事業の実施により、農地の持つ多面的機能の確保及び耕作放棄地の発生防止等の農業生産活動の継続につながり、農業の振興が図られることから、将来に及び地域の持続的発展に資するものです。</p>
		<p>内水面漁業振興対策事業(補助金)</p> <p>【事業概要】</p> <p>■十和田湖増殖漁業協同組合が実施する水産資源管理に要する費用を補助します。</p> <p>【必要性】</p> <p>■水産資源の安定確保を図るため、漁業協同組合が実施するひめますの心化・放流事業を支援する必要があります。</p> <p>【効果】</p> <p>■十和田湖ひめますが保全されるとともに、漁獲量の確保及び遊漁者の誘客につながります。</p>	十和田湖増殖漁業協同組合	<p>事業の実施により、十和田湖の魚類の生息数が確保され、漁獲量の確保及び遊漁者の誘客につながるとともに、水産業の振興が図られることから、将来に及び地域の持続的発展に資するものです。</p>
		<p>十和田湖ひめますブランド力向上事業</p> <p>【事業概要】</p> <p>■十和田湖ひめますの認知度向上に取り組む十和田湖ひめますブランド推進協議会に対して負担金を拠出します。</p> <p>【必要性】</p> <p>■地域経済の振興のため、十和田湖ひめますの認知度向上とブランド化を推進する必要があります。</p> <p>【効果】</p> <p>■十和田湖ひめますの販売拡大が促進されます。</p>	十和田湖ひめますブランド推進協議会	<p>事業の実施により、十和田湖ひめますのブランド力向上、販売額の増加につながり、地域経済の振興が図られることから、将来に及び地域の持続的発展に資するものです。</p>

持続的発展 施策区分	事業名	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振 興	(10)過疎地域 持続的発展特 別事業 (観光)	十和田湖地域づくり事業 【事業概要】 ■十和田湖休屋地区が持続可能な滞在型・ 高付加価値な観光地となることを目指し、 遊休不動産の活用など地域課題の解決に 向け支援します。 【必要性】 ■遊休不動産など地域課題を解決する組織 体制の構築に向けて支援する必要があります。 【効果】 ■地域人口が増加し新たな事業が創出され るなど、休屋地区の魅力向上が図られ、観 光客数の増加が見込まれます。	市	事業の実施に より、遊休不 動産など地域 課題を解決す る組織体制が 構築されるこ とで、地域人 口が増加し新 たな事業が創 出されるなど、 休屋地区の 魅力向上が 図られ、観光 客数の増加が 見込まれるこ とから、将来 に及び地域の 持続的発展に 資するもので す。
5 生活環境 の整備	(7)過疎地域 持続的発展特 別事業 (危険施設撤 去)	教育・普通財産の撤去事業 【事業概要】 ■老朽化した空き建築物等を解体撤去しま す。 ふれあい住宅、旧法奥小教職員住宅、十 和田湖小中教職員住宅、沢田小プール ほか 【必要性】 ■地域住民の安全・安心な暮らしを確保す るため、降雪や地震時の倒壊の危険性や 衛生上及び景観上の観点から問題のある 施設を解体撤去する必要があります。 【効果】 ■地域住民の安全・安心な暮らしを確保す るとともに、公園敷地と学校用地の有効 活用につながります。	市	事業の実施に より、地域住 民の安全・安 心な暮らしの 確保が図られ るとともに、 公園敷地と学 校用地の有効 活用につなが ることから、 将来に及び地 域の持続的発 展に資するも のです。
		空家等解体撤去費補助金交付事業 【事業概要】 ■老朽化による倒壊等、保安上の危険を引 き起こす恐れのある空家等の解体撤去等 に対して補助します。 【必要性】 ■地域住民の安全・安心な暮らしを確保す るため、降雪や地震時の倒壊の危険性や 衛生上及び景観上の観点から解体撤去等 を促進する必要があります。 【効果】 ■地域住民の安全・安心な暮らしを確保しま す。	市民	事業の実施に より、地域住 民の安全・安 心な暮らしの 確保が図られ ることから、 将来に及び地 域の持続的発 展に資するも のです。

持続的発展 施策区分	事業名	事業内容	事業 主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 (児童福祉)	十和田湖地区託児・学童保育支援事業 (補助金) 【事業概要】 ■十和田湖地区において託児及び学童保育事業を実施する団体に対し、事業に要する費用の一部を補助します。 【必要性】 ■保育所や放課後児童クラブが設置されていないため、託児や学童保育を必要とする子ども及びその保護者を支援する必要があります。 【効果】 ■十和田湖地区の子育て世帯が安心して子育てできる環境の確保につながります。	休屋町内会	事業の実施により、十和田湖地区の子育て世帯が安心して子育てできる環境が確保され、定住人口の増加が見込まれることから、将来に及び地域の持続的発展に資するものです。
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 (その他)	十和田湖診療所維持運営事業 【事業概要】 ■十和田湖診療所における医師の特殊勤務手当や非常勤医師等の通勤に要する費用を支出します。 【必要性】 ■地域住民が安心して必要な時に必要な医療サービスが受けられるよう、医療体制の強化を図る必要があります。 【効果】 ■常勤医師等の配置により、医療提供体制の充実が図られ、地域住民の医療機会の確保につながります。	市	事業の実施により、地域住民が安心して必要な時に必要な医療サービスが受けられる医療提供体制の充実が図られ、健康増進につながることから、将来に及び地域の持続的発展に資するものです。
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 (義務教育)	遠距離通学支援事業(補助金) 【事業概要】 ■定期路線バスの定期券購入に対する補助やスクールバスの運行など遠距離通学者の通学手段を確保します。 【必要性】 ■遠距離通学となる児童・生徒が安心して学べる良好な環境を確保するため、通学に要する経費を支援するとともに、通学手段を確保する必要があります。 【効果】 ■登下校時の児童・生徒の安全確保や送迎に係る保護者の負担軽減が図られ、安心して学べる良好な環境の確保につながります。	市	事業の実施により、登下校時の児童・生徒の安全確保や送迎に係る保護者の負担軽減が図られ、安心して学べる良好な環境の確保につながるから、将来に及び地域の持続的発展に資するものです。

持続的発展 施策区分	事業名	事業内容	事業 主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域 持続的発展特 別事業 (集落整備)	<p>広域コミュニティ活動推進事業(補助金)</p> <p>【事業概要】</p> <p>■広域コミュニティ組織が主体的に行う地域課題解決のための取組に要する費用を補助します。</p> <p>【必要性】</p> <p>■持続可能な地域づくりのため、地域主体の活動を推進する必要があります。</p> <p>【効果】</p> <p>■広域コミュニティ組織の基盤強化、活動の活性化が図られ、集落の維持につながります。</p>	市	<p>事業の実施により、広域コミュニティ組織の基盤強化、活動の活性化が図られ、集落の維持につながることから、将来に及び地域の持続的発展に資するものです。</p>

※当該地域において実施の可能性のある事業を網羅しております。このため、計画期間内において、全ての事業の実施を確定するものではありません。

## 《十和田市民憲章》

平成 19 年 11 月 30 日制定

わたしたちは、四季を織りなす十和田湖・奥入瀬・八甲田の豊かな自然につつまれ、先人から受け継いだ開拓精神にはぐくまれた十和田市民です。

わたしたちは、このまちに生きることに誇りと責任をもち、未来に羽ばたくまちをつくるため、ここに市民憲章を掲げます。

- 1、永遠(とわ)に輝く自然をいつくしみ、水と緑の美しいまちをつくります。
- 1、わがふるさとを愛し、文化の香り高いまちをつくります。
- 1、誰もが健康で思いやりにあふれ、安心して暮らせるまちをつくります。
- 1、仕事に誇りをもち、活力のあるまちをつくります。

## 第 2 期十和田市過疎地域持続的発展計画（令和 8 年度～令和 12 年度）

令和 8 年 3 月 18 日

十和田市 企画財政部 政策財政課

〒034-8615

青森県十和田市西十二番町 6 番 1 号

TEL:0176-51-6712(直通)

FAX:0176-24-9616

e-mail:[seisakuzaisei@city.towada.lg.jp](mailto:seisakuzaisei@city.towada.lg.jp)

